

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況

1 ごみ・資源物の分別区分及び収集方法

(1) 家庭系ごみ・資源物

家庭系ごみ・資源物の分別区分及び収集方法は、表2-1のとおりです。

分別区分は、資源物とごみ(燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、粗大ごみ)の5分別であり、資源物は平成9年(1997年)頃から徐々に品目を拡大し、表のとおり多くの品目を分別収集しています。令和4年(2022年)4月に施行されたプラスチック資源循環促進法において、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集の努力義務が示されましたが、本市では平成27年(2015年)1月から製品プラスチックの分別収集を開始、平成29年(2017年)10月から対象品目を拡大して取り組んでいます。また、令和7年(2025年)4月からは新たに、危険・有害ごみとして、リチウムイオン電池等の小型充電式電池や当該電池を含む製品の分別収集を開始しました。

排出方法は、平成27年(2015年)4月から一部有料化を開始し、紙おむつを除き、燃やすごみと燃えないごみは指定収集袋(以下「有料袋」という。)による排出としています。

収集方法は、令和7年(2025年)4月からは家庭系燃やすごみの戸別収集を一部の地域で開始しており、令和8年(2026年)4月からは市内全域で実施します。燃やすごみの戸別収集の展開後は、粗大ごみと燃やすごみは原則として戸別収集方式、その他のごみ及び資源物はクリーンステーション(ごみ集積所)での収集となります。収集運搬は委託にて実施しています。

その他にも、ごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、週に1度、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながらごみの収集を行う「声かけふれあい収集」を実施しています。

表2-1 家庭系ごみ・資源物の分別区分及び収集方法等(令和8年(2026年)3月現在)

	分別区分	排出方法	収集回数	収集方法	
資源物	飲食用カン・ビン	コンテナ	週1回	クリーンステーション収集	
	ペットボトル	透明・半透明袋	週1回		
	植木剪定材	透明・半透明袋、結束	週1回		
	布類	透明・半透明袋	週1回		
	使用済み食用油	ペットボトル	月1回		
	製品プラスチック	透明・半透明袋	月1回		
	紙類	ミックスペーパー	紙袋		週1回
		新聞	結束	週1回	
		雑誌・古本・ボール紙(※1)	結束	週1回	
		紙パック、段ボール	結束	週1回	
	容器包装プラスチック	透明・半透明袋	週1回	クリーンステーション収集	
ごみ	燃やすごみ	有料袋	週2回	戸別収集(※2)又は クリーンステーション収集	
	燃えないごみ	有料袋	月1回	クリーンステーション収集	
	危険・有害ごみ	透明・半透明袋、紙包	月1回		
	粗大ごみ	粗大ごみシール又は有料袋	随時	戸別収集(予約制)	

※1 ボール紙は、令和8年(2026年)4月からミックスペーパーに統合します。

※2 家庭系燃やすごみの戸別収集は、令和8年(2026年)4月から市内全域で実施予定です。なお、クリー

ンステーションの継続利用の希望があった場合は、一定の条件の下、継続利用を可能としています。

(2) 事業系ごみ・資源物

事業系ごみ・資源物の分別区分及び収集方法は、表2-2のとおりです。

事業系ごみは、事業者が自らの責任において適正に処理することが法令で定められており、事業者が独自に収集・運搬、処理を行っています。可燃性のごみと植木剪定材については市で受け入れ、処理を行っています。

表2-2 事業系ごみ・資源物の分別区分及び収集方法等(令和8年(2026年)3月現在)

	分別区分	排出方法	収集回数	収集方法
資源物	資源化可能な古紙	搬入先や収集運搬業者の指定する方法	随時	自ら運搬又は許可業者、資源化業者への委託
	布類		随時	
	植木剪定材	切断	随時	
	食品廃棄物等	搬入先や収集運搬業者の指定する方法	随時	
	上記以外の資源物		随時	
ごみ	上記以外の燃やすごみ	搬入先や収集運搬業者の指定する方法	随時	

2 処理施設

市内各地域にごみ処理施設を配置しており、各施設の所在地及び処理概要は図2-1のとおりです。

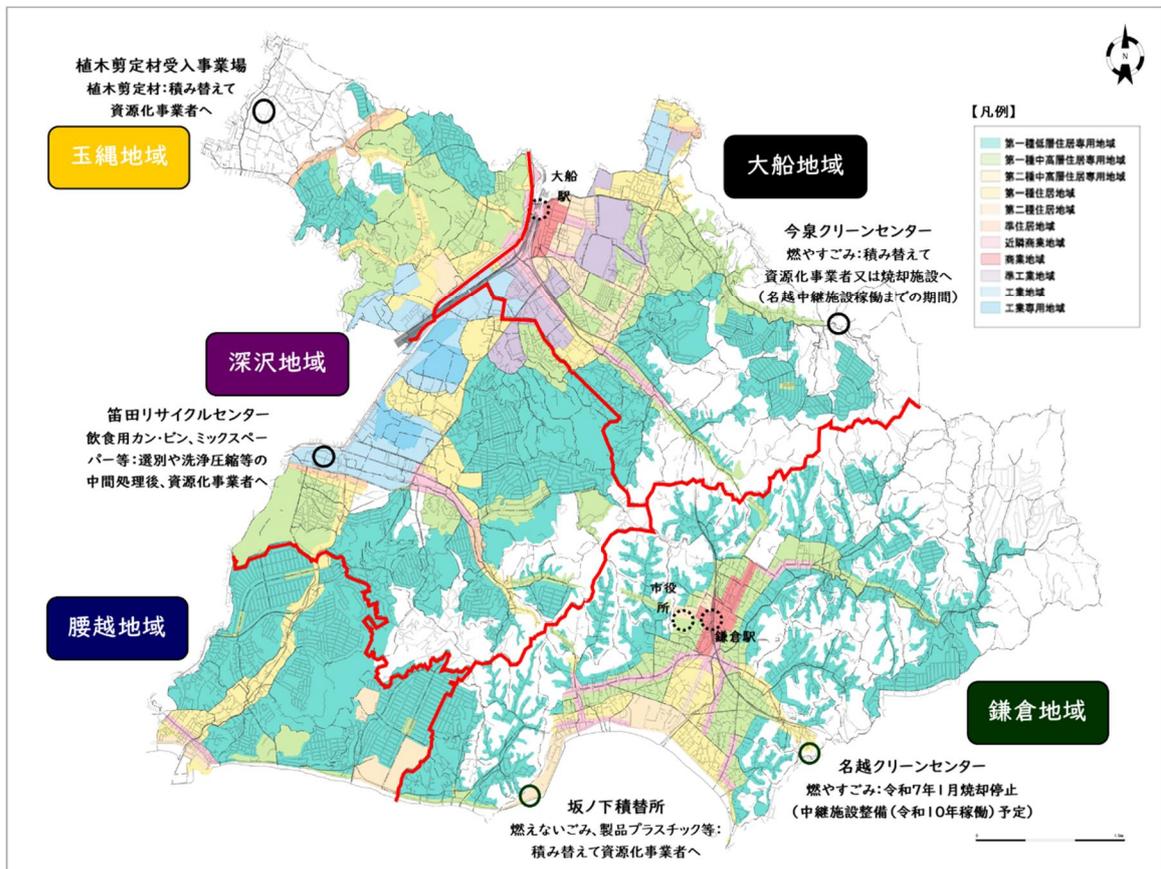


図2-1 市内ごみ処理施設

3 処理フロー

本市のごみ・資源物の処理フローは、図2-2のとおりです。

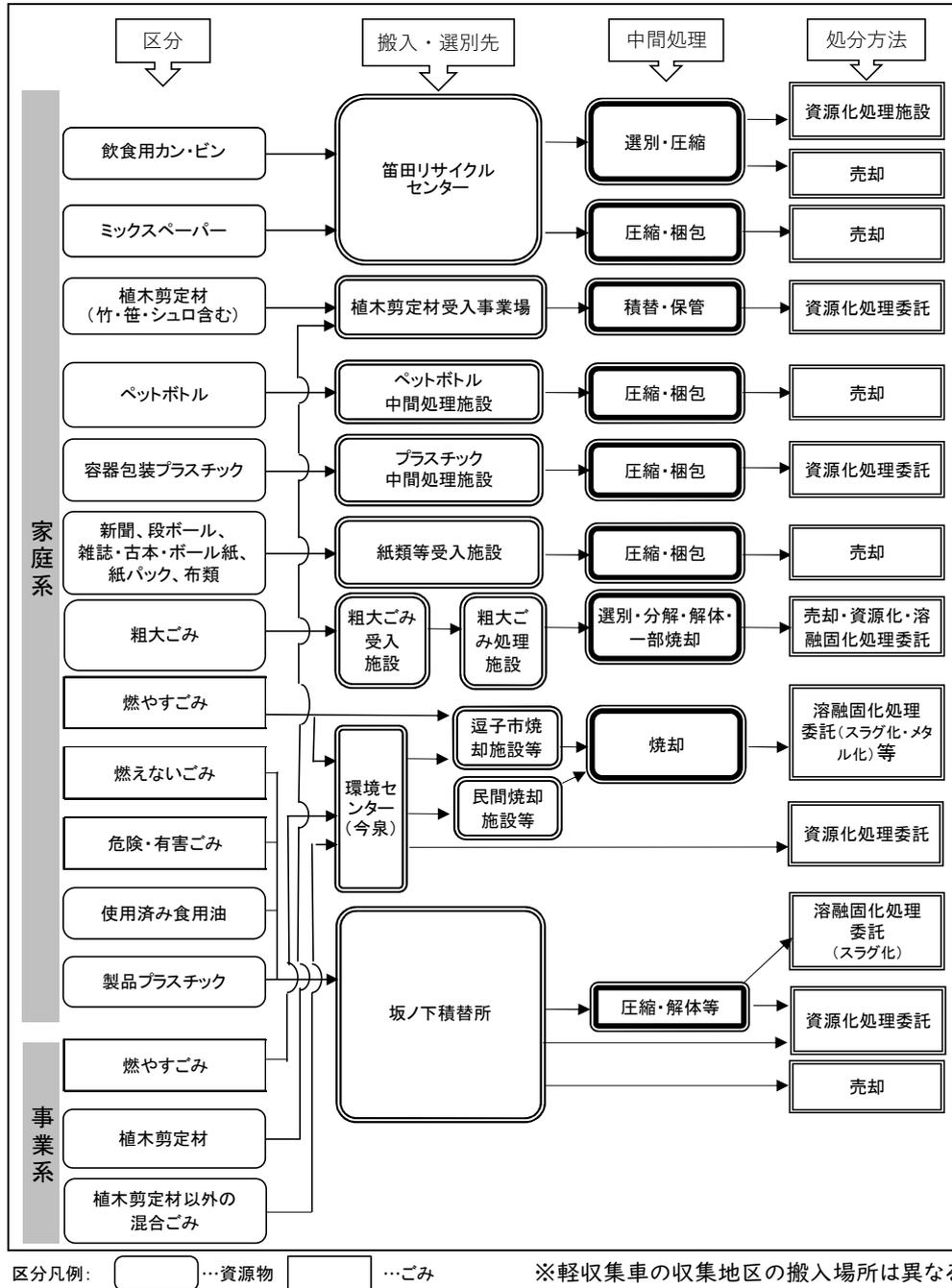


図2-2 分別区分ごとの中間処理及び処分方法(令和8年(2026年)3月現在)

令和7年(2025年)1月に名越クリーンセンターでの焼却を停止したことから、家庭系の燃やすごみは令和7年(2025年)4月から広域処理に移行しており、逗子市焼却施設を中心に焼却処理を行っています。その他の各分別・収集品目は、それぞれ中間処理を行い、有価物として売却又は資源化して再活用を行っています。植木剪定材は、バイオマス燃料として資源化処理するとともに、一部を土壌改良材として市民に無料で配布しています。

また、選別・処理工程で生じた残さ(混入物や焼却灰等)についても、ゼロ・ウェイストを目指し、可能な限り溶融固化によるスラグ・メタル化や固形燃料化等を行っています。

4 ごみ・資源物処理の実績

(1) ごみ・資源物排出量の推移

ごみ・資源物排出量の推移は、図2-3のとおりです。

令和5年度（2023年度）は、基準年度の平成26年度（2014年度）と比較して13,028t、約19.5%減少しています。

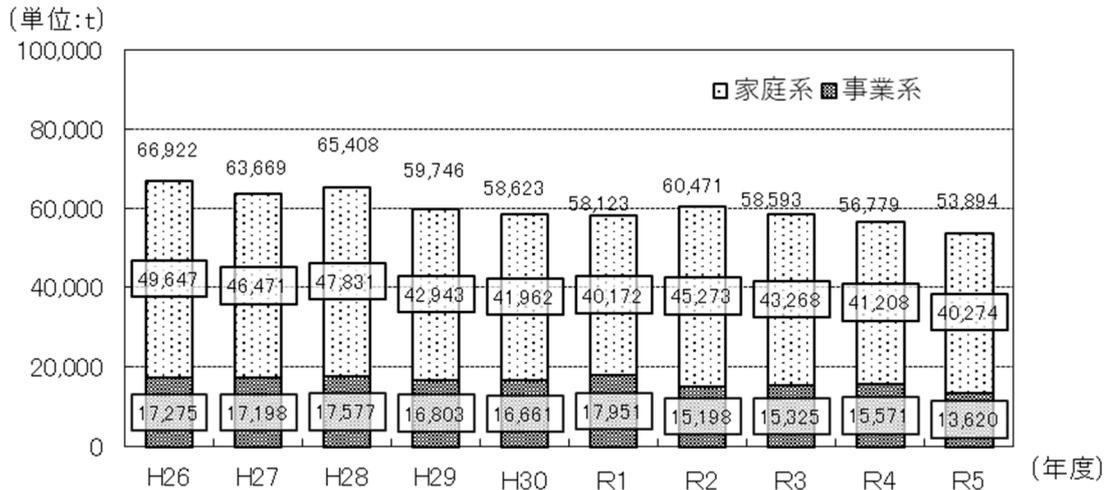


図2-3 ごみ・資源物排出量の推移

表2-3 ごみ・資源物排出量の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系	49,647	46,471	47,831	42,943	41,962	40,172	45,273	43,268	41,208	40,274
事業系	17,275	17,198	17,577	16,803	16,661	17,951	15,198	15,325	15,571	13,620
合計	66,922	63,669	65,408	59,746	58,623	58,123	60,471	58,593	56,779	53,894

(2) 1人1日当たりのごみ・資源物排出量の推移

1人1日当たりのごみ・資源物排出量の推移は、図2-4のとおりです。

令和5年度（2023年度）は、基準年度の平成26年度（2014年度）と比較して約199g/人・日減少しています。内訳をみると、家庭系が約143g/人・日、事業系が約56g/人・日減少しています。

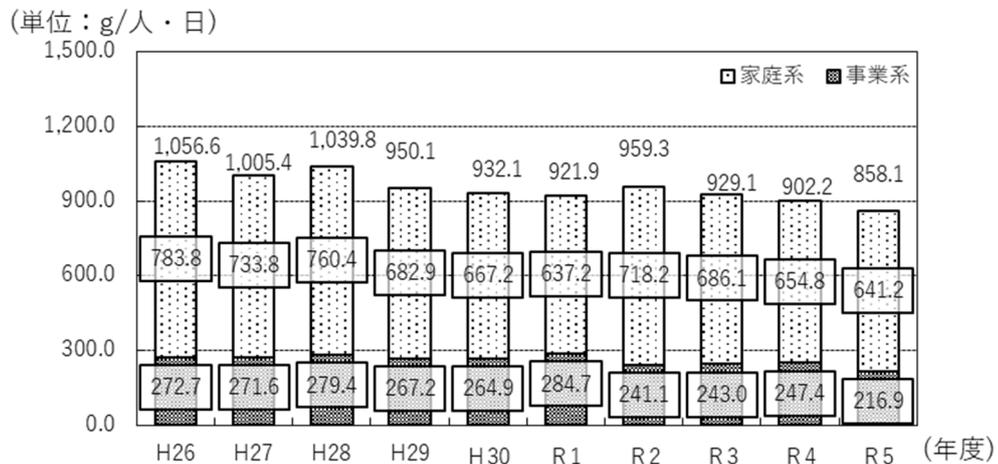


図2-4 1人1日当たりのごみ・資源物排出量の推移

表2-4 1人1日当たりのごみ・資源物排出量の推移

(単位:g/人・日)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系	783.8	733.8	760.4	682.9	667.2	637.2	718.2	686.1	654.8	641.2
事業系	272.7	271.6	279.4	267.2	264.9	284.7	241.1	243.0	247.4	216.9
合計	1,056.6	1,005.4	1,039.8	950.1	932.1	921.9	959.3	929.1	902.2	858.1

※市が処理する一般廃棄物の量。人口は国勢調査を基礎として推計

(3) 資源化率(リサイクル率)の推移

資源化率(リサイクル率)は、図2-5のとおりです。

人口10万人以上50万人未満の市町村の中で全国トップレベルの水準で推移しています。

令和5年度(2023年度)の資源化率(リサイクル率)は58.5%で、基準年度の平成26年度(2014年度)と比較して10.3%ポイント上昇していますが、特に、令和4年(2022年)6月からの事業系ごみの資源化がその要因となっています。

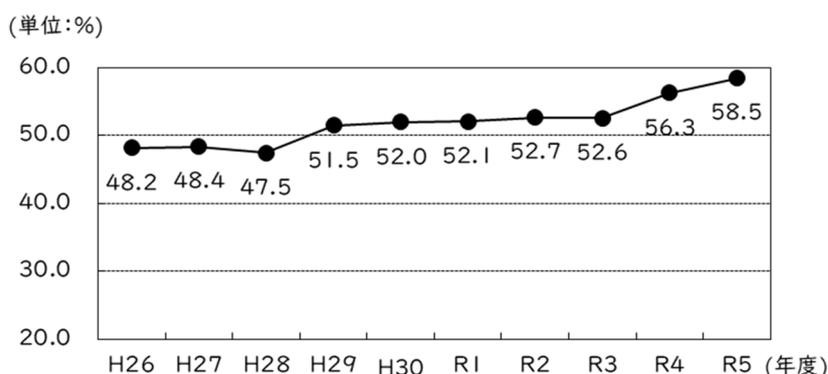


図2-5 資源化率(リサイクル率)の推移

表2-5 資源化率(リサイクル率)の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
発生量(A)(t)	66,922	63,669	65,408	59,746	58,623	58,123	60,471	58,593	56,779	53,894
資源化量(B)(t)	32,253	30,818	31,071	30,740	30,472	30,254	31,838	30,799	31,953	31,525
資源化率(B/A)(%)	48.2	48.4	47.5	51.5	52.0	52.1	52.7	52.6	56.3	58.5

※資源化量は、資源物及び焼却残さからの資源化量を示します。(固形燃料、飛灰の山元還元量を除く)

(4) ごみ焼却量及びごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量の推移

ア ごみ焼却量

ごみ焼却量の推移は、図2-6のとおりです。

令和5年度(2023年度)は、基準年度の平成26年度(2014年度)と比較して14,800t、約39.7%減少しています。内訳としては、家庭系ごみが5,137t、事業系ごみが9,663t減少しています。

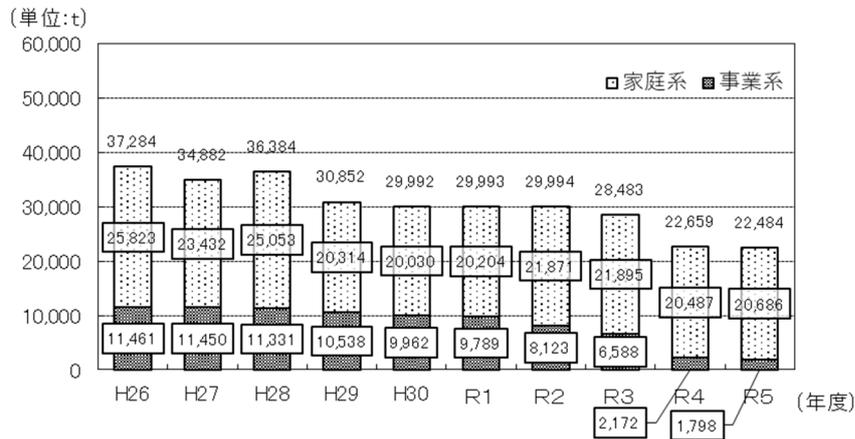


図2-6 ごみ焼却量の推移

表2-6 ごみ焼却量の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系	25,823	23,432	25,053	20,314	20,030	20,204	21,871	21,895	20,487	20,686
事業系	11,461	11,450	11,331	10,538	9,962	9,789	8,123	6,588	2,172	1,798
合計	37,284	34,882	36,384	30,852	29,992	29,993	29,994	28,483	22,659	22,484
※合計のうち、 自区外搬出量	9,638	1,887	3,850	-	-	-	-	-	284	266

イ 焼却に伴う温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)の推移

焼却に伴う温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)の推移は表2-7のとおりです。

令和5年度(2023年度)は、基準年度の平成26年度(2014年度)と比較して7,525t-CO₂、約47.6%減少しています。

表2-7 焼却に伴う温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)の推移

基準年値 平成26年度 (2014年度)	実績値 令和元年度 (2019年度)	実績値 令和5年度 (2023年度)
15,799t-CO ₂	11,911t-CO ₂ (約24.6%削減)	8,274t-CO ₂ (約47.6%削減)

【算出方法】

*温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver5.0)(令和6年(2024年)2月 環境省)計算式:CO₂排出量(t-CO₂)=①焼却処理量(t)×(1-②水分率)×③プラスチック類比率×2.76(廃プラスチックの焼却に伴う排出)+④焼却処理量(t)×全国平均合成繊維比率(0.017)×2.31(合成繊維の焼却に伴う排出)
 ※廃プラスチックの焼却に伴う排出の係数は、基準年時点では2.69、合成繊維の焼却に伴う排出の係数は2.29
 ※全国平均合成繊維比率は、基準年時点では0.028

基準年値の計算式:名越エリア①18810.23t(1-名越②0.5183)*名越③0.247*2.69+今泉エリア④23848.05t*(1-今泉②0.512)*今泉③0.225*2.69+合計焼却量42658.28t*0.028*2.29=15,799t-CO₂

※各エリアの①焼却量には自区外分を含む

※②水分率、③プラスチック類比率は名越クリーンセンター及び今泉クリーンセンターのごみ質検査(年4回)の平均値を使用

*令和5年度(2023年度)実績値の計算式:

④22,484t*(1-名越②0.5255)*名越③0.251*2.76+④22,484t*0.017*2.31=8,274t-CO₂

※②水分率、③プラスチック類比率は名越クリーンセンターのごみ質調査(年4回)の平均値を使用

(5) 最終処分

焼却残さの適正な処分及び資源化の推進を図るため、平成12年度(2000年度)から令和5年度(2023年度)まで焼却残さの全量を溶融固化等により処理しています。

焼却残さ量の推移は図2-7のとおりです。焼却量と比例して減少傾向であり、令和5年度(2023年度)は2,356tです。

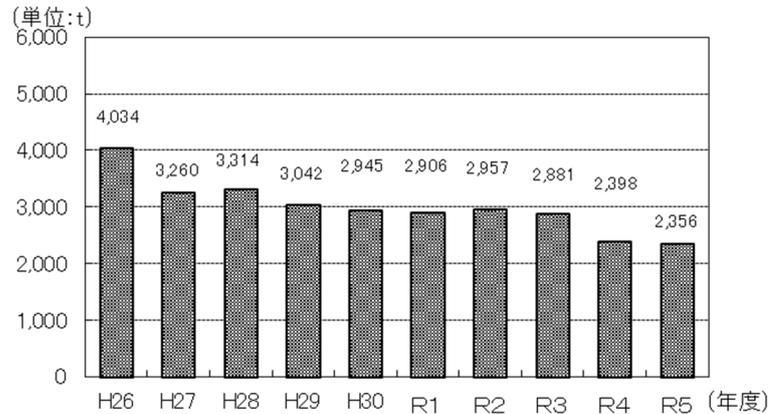


図2-7 焼却残さ量の推移

表2-8 焼却残さ量の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
焼却残さ量	4,034	3,260	3,314	3,042	2,945	2,906	2,957	2,881	2,398	2,356

※焼却残さは、溶融固化処理によりスラグ化して路盤材等に活用しています。

(6) ごみ処理経費

ごみ処理経費(処理及び維持管理費)の推移は図2-8のとおりです。

全体のごみ処理経費は、平成26年度(2014年度)に約35.6億円でした。その後32億円程度まで減少しましたが、令和3年度(2021年度)に増加に転じ、令和5年度(2023年度)は約36.1億円となっています。主な要因は、令和3年度(2021年度)に事業系ごみの新たな資源化に向けた実証実験を実施し、令和4年(2022年)6月から本格実施したことが挙げられます。

また、ごみ処理経費の内訳では、新たな資源化の開始や人件費・燃料費の高騰等に伴い、処理・運搬の委託経費が増大し、一方で市の人件費等は減少しています。

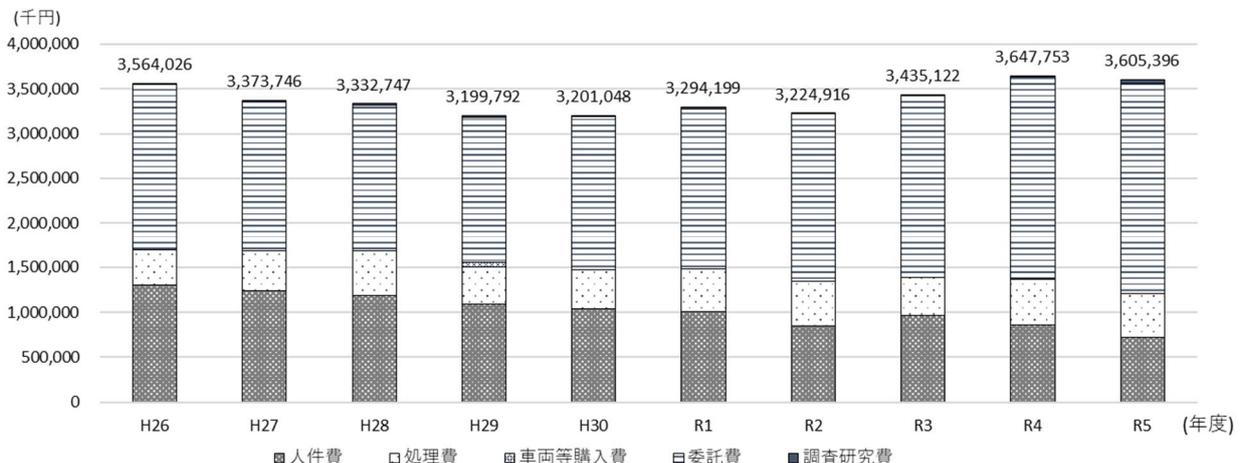


図2-8 ごみ処理経費(処理及び維持管理費)

表2-9 ごみ処理経費(処理及び維持管理費)

ごみの処理及び維持管理費(単位:千円)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人件費	1,304,001	1,240,368	1,189,875	1,084,943	1,037,346	1,003,801	847,380	963,845	854,771	717,392
処理費	386,840	439,310	489,854	417,637	430,772	480,898	491,572	419,634	512,740	485,282
車両等購入費	0	0	0	51,607	2,884	0	0	6,464	3,774	880
委託費	1,858,811	1,680,102	1,639,823	1,629,571	1,713,959	1,793,755	1,885,130	2,036,845	2,264,868	2,355,641
調査研究費	14,374	13,966	13,195	16,034	16,087	15,745	834	8,334	11,600	46,201
合計	3,564,026	3,373,746	3,332,747	3,199,792	3,201,048	3,294,199	3,224,916	3,435,122	3,647,753	3,605,396

(7) 食品ロス量

食品ロスの推計重量の推移は表2-10のとおりです。

家庭系、事業系いずれも、燃やすごみの収集量と該当年度のごみ組成調査における割合から算出しています。食品ロス量は令和3年度(2021年度)から調査を実施しており、令和元年度(2019年度)以前については未開封食品量のみ記載しています。

食品ロス量は、令和5年度(2023年度)に家庭系で7,115t、事業系で2,432tとなっています。家庭系では令和3年度(2021年度)から毎年度減少していますが、事業系では増加しています。

また、未開封食品量は、年度によって増減がありますが、令和5年度(2023年度)において、家庭系では平成26年度(2014年度)とほぼ同量、事業系では平成27年度(2015年度)と比較して約108%増加となっています。

表2-10 食品ロス量(推計重量)

		H13	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系	燃やすごみ収集量(t)	31,637	24,191	20,092	19,866	19,570	18,710	19,197	実施なし	19,733	19,340	18,606
	未開封食品量(t)	769	714	354	425	444	391	361		592	600	711
	食品ロス量(t)	-	-	-	-	-	-	-		-	7,759	7,185
事業系	燃やすごみ収集量(t)	実施なし	実施なし	10,892	実施なし	10,098	実施なし	9,357	実施なし	8,007	実施なし	7,766
	未開封食品量(t)			270		97		21		101		561
	食品ロス量(t)			-		-		-		-		1,635
合計	燃やすごみ収集量(t)	-	-	30,984	-	29,668	-	28,554	-	27,740	-	26,372
	未開封食品量(t)			624		541		381		693		1,271
	食品ロス量(t)			-		-		-		-		9,394

※新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により令和2年度(2020年度)はいずれも実施せず、事業系は令和4年度(2022年度)まで隔年の実施です。

※未開封食品の組成調査は平成13年度(2000年度)の家庭系燃やすごみの組成調査から実施しており、同章第2節4国及び県の計画等指標との比較において言及するため、掲載しています。

第2節 第3次計画における取組及び評価

第3次計画で目標値を設定した指標等に関する進捗状況は次のとおりです。

1 3R指標

第3次計画における3R指標に係る進捗状況は、表2-11のとおりです。

表2-11 第3次計画(ごみ処理基本計画)3R指標の目標値・実績値

3R指標 (目指す方向)	第3次計画策定時 基準実績値 平成26年度 (2014年度)	第3次計画改定時 基準実績値 令和元年度 (2019年度)	実績値 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)目標値 (平成26年度 (2014年度)比)
ごみの排出量 (-)	66,922t	58,123t	53,894t	55,488t ※1 (約17%削減)
資源化率 (+)	48.2%	52.1%	58.5%	53.7% ※2
焼却量 (-)	37,284t	29,993t	22,484t	15,522t (約58%削減)
うち家庭系	25,823t	20,204t	20,686t	15,522t
うち事業系	11,461t	9,789t	1,798t	0t

※1 令和7年度(2025年度)の目標値は、平成29年度(2017年度)の実績値による発生原単位を基に推計した数値であり、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響については加味していない数値です。

※2 令和7年度(2025年度)の目標値は、目標設定時には資源化手法を検討中であり、資源化量が見込めなかったため、紙おむつ及び事業系資源物(混合ごみ)について加味していない数値です。

(1) ごみの排出量

令和5年度(2023年度)のごみの排出量は、基準年度の平成26年度(2014年度)から13,028t(19.5%)減少し、53,894tとなり、令和7年度(2025年度)時点の目標を達成しています。主な減少要因として、平成27年(2015年)4月から実施した家庭系ごみの有料化や排出事業者への訪問指導等による分別徹底、令和5年度(2023年度)に事業系植木剪定材排出量が減少したこと等が考えられます。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響については、令和2年度(2020年度)に家庭系ごみの排出量が増加しましたが、令和4年度(2022年度)以降は、令和元年度(2019年度)と同等の水準まで減少しています。一方で、新型コロナウイルス感染症により通常の事業活動が困難となったことから、事業系ごみの排出量は減少し、令和5年度(2023年度)まで横ばいとなっていました。5類感染症への移行、観光客数の回帰等に伴い、令和6年度(2024年度)は増加の傾向となっています。

(2) 資源化率(リサイクル率)

令和5年度(2023年度)の資源化率は、基準年度の平成26年度(2014年度)から10.3ポイント増加の58.5%となり、令和7年度(2025年度)時点の目標を達成しています。

主な増加要因として、事業系ごみの新たな資源化の実施が挙げられます。一方で、令和6年度(2024年度)から予定していた家庭系生ごみの資源化は実現できていない状況です。

(3) 焼却量

令和5年度(2023年度)の焼却量は、基準年度の平成26年度(2014年度)から14,800t(39.7%)減少の22,484tとなりましたが、令和7年度(2025年度)の目標値を6,962t上回っています。

家庭系ごみの有料化や排出事業者への訪問指導等による分別徹底、事業系ごみの資源化の実施により焼却量は減少しましたが、家庭系生ごみ及び使用済み紙おむつの資源化が未実施となっており、令和7年度(2025年度)時点の目標の達成には至っていない状況です。

2 環境負荷の指標

第3次計画における環境負荷の指標に係る進捗状況は、表2-12のとおりです。

表2-12 第3次計画(ごみ処理基本計画)環境負荷の指標の目標値・実績値

環境負荷の指標 (目指す方向)	第3次策定時基準 実績値 平成26年度 (2014年度)	第3次改定時基準 実績値 令和元年度 (2019年度)	実績値 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)目標値 (平成26年度比 (2014年度)比)
温室効果ガス 排出量(-) (二酸化炭素 換算)	15,799t-CO ₂	11,911t-CO ₂ (約24.6%削減)	8,274t-CO ₂ (約47.6%削減)	6,028t-CO ₂ (約62%削減)

(1) ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)

令和5年度(2023年度)の焼却量から試算する温室効果ガス排出量は、基準年度の平成26年度(2014年度)から約47.6%減少し、8,274t-CO₂となっており、目標値を達成するには、さらに2,246t-CO₂の削減が必要となるため、生ごみ及び使用済み紙おむつの資源化の実現や、プラスチック及び合成繊維の削減に向けた分別徹底の強化に取り組む必要があります。

なお、主な減少要因は、ごみの排出量や焼却量の減少に伴い、プラスチック及び合成繊維の焼却量も減少したことによるものと考えられます。

3 モニター指標

第3次計画における環境負荷の指標に係る進捗状況は、表2-13のとおりです。

表2-13 第3次計画(ごみ処理基本計画)モニター指標の実績値

モニター指標 (目指す方向)	基準年値	実績値 令和5年度(2023年度)	指標で測るもの
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量(ー)※	783.8g/人・日 平成26年度 (2014年度)	641.2g/人・日	2R(リデュース・リユース)の推進状況
家庭系燃やすごみ中の 資源物の割合(ー)	12.76% 平成27年度 (2015年度)	24.25%	家庭系ごみの 分別排出の状況
事業系燃やすごみ中の資源 物・産業廃棄物の割合(ー)	24.05% 平成27年度 (2015年度)	18.69%	事業系ごみの 分別排出の状況
年間1人当たり経費 (ー)※	20,538円/人 平成26年度 (2014年度)	21,010円/人	費用対効果

※ 人口は国勢調査を基礎として推計

(1) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

令和5年度(2023年度)の1人1日当たりの家庭ごみの排出量は、基準年度の平成26年度(2014年度)から142.6g(18.2%)減少し、641.2g/人・日となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度(2020年度)には718g/人・日に増加しましたが、その後は減少傾向にあります。

減少要因としては、平成27年(2015年)4月から実施した家庭系ごみの有料化による分別徹底や、新たな生活様式が浸透する中、家庭用生ごみ処理機の助成台数が増加していること等が挙げられ、市民の減量意識の高まりがあったものと考えられます。

(2) 家庭系燃やすごみに占める資源物の割合

令和5年度(2023年度)の家庭系燃やすごみに占める資源物の割合は、基準年度の平成27年度(2015年度)から約11.5%ポイント増加の24.25%です。平成29年度(2017年度)以降は年々増加傾向にあり、約21~24%で推移しています。

ただし、全体量である家庭系ごみの収集量自体は、基準年度の平成27年度(2015年度)の20,690tに対して、令和5年度(2023年度)には18,606tまで削減されています。

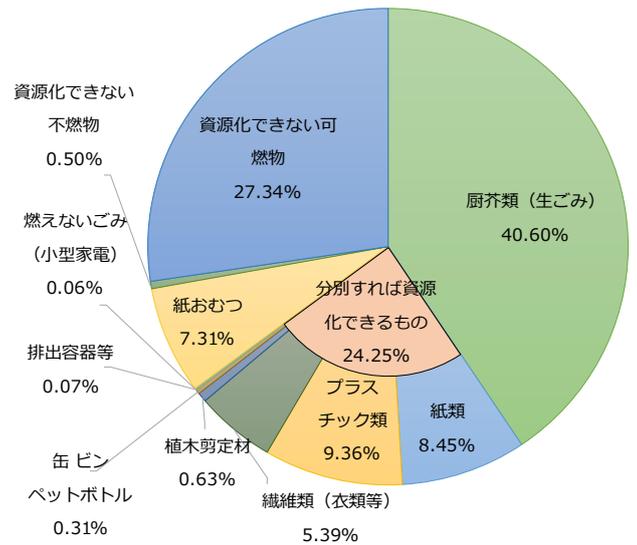


図2-9 令和5年度(2023年度)家庭系燃やすごみに占める資源物割合

(3) 事業系燃やすごみに占める資源物・産業廃棄物の割合

令和5年度(2023年度)の事業系燃やすごみに占める資源物・産業廃棄物の割合は、基準年度の平成27年度(2015年度)から約5.4%ポイント減少し、18.69%となりました。

主な減少要因は、分別の徹底を図るため、事業者に対して実施した訪問指導等の効果と考えられます。

(4) 年間1人当たりの経費

令和5年度(2023年度)の1人当たりの年間ごみ処理経費は、基準年度の平成26年度(2014年度)から472円増加し、21,010円となりました。

基準年度以降は、年々減少傾向にあり、令和2年度(2020年度)には18,672円となりましたが、令和3年度(2021年度)以降は再び増加傾向にあります。特に中間処理費が増加しており、主な要因として、令和4年度(2022年度)から事業系ごみの新たな資源化を実施したことが考えられます。

4 国及び県の計画等指標との比較

令和5年度(2023年度)における国及び県の計画等指標との比較は、表2-14のとおりです。

表2-14 国及び県の計画等指標の実績値・達成状況

計画等	項目名	令和12年度 (2030年度) 目標値	本市実績(基本的に 令和5年度(2023年 度)実績)	達成 状況
循環型社会 形成推進基本 計画(R6.8)	廃棄物の出口側の 循環利用率(※1)	44%	58.5%	○
	1人1日当たりごみ焼却量	約580g	約349g	○
廃棄物処理 基本方針 (R7.2)	1人1日当たりごみ焼却量	約580g	約349g	○
	一般廃棄物の排出量	令和4年度比 約9%削減	53,894t (令和4年度比5.1% 削減)	×
	一般廃棄物の出口側の 循環利用率(※1)	約26%	58.5%	○
	1人1日当たり家庭系ごみ 排出量(※2)	約478g/人・日	約341g/人・日	○
	一般廃棄物の 最終処分量	令和4年度比 約5%削減	埋め立て量:0t	○
食品ロスの 削減の推進に 関する 基本的な方針 (R7.3)	家庭系食品ロス量(※3)	平成12年度比 50%削減の 早期達成	未開封食品推計量: 平成13年度769t 令和5年度711t	×
	事業系食品ロス量(※3)	平成12年度比 60%削減	未開封食品推計量: 平成27年度270t 令和5年度561t	×
	食品ロス問題を認知して 削減に取り組む消費者の 割合	80%	令和6年度(※4) 家庭:98.4% 外食:93.2%	○
神奈川県循環 型社会づくり 計画(R6.3)	生活系ごみ1人1日当たり の排出量(※5)	608g/人・日	約641g/人・日	×
	一般廃棄物の 再生利用率(※1)	28.0%	58.7%	○

※1 廃棄物又は一般廃棄物発生量のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合。国の計画に係る本市の実績は同章第1節4(3)資源化率の58.5%、県の計画に係る本市の実績は飛灰の山元還元量等を含む58.7%を記載。

※2 家庭系ごみは、資源ごみを除いた家庭から出るごみ。

※3 食品ロス量は厨芥類のうち、未開封食品(直接廃棄)、調理残さ(過剰除去)、食べ残しの合計ですが、本市の実

績は、長期の比較が可能な指標として、未開封食品の推計量を記載しています（本市では令和3年度（2021年度）から食品ロスの各項目内訳の調査を実施）。

※4 令和6年度（2024年度）の市民アンケート（資料10）の次の結果を記載しています。

- ・ご家庭で食材を無駄がないように調理に使う・食べるようにしているか
→いつもしている41.2%、ほとんどしている50.7%、時々している6.5% 計98.4%
- ・外食時に食べ残さないようにしているか
→いつもしている64.1%、ほとんどしている26.0%、時々している3.1% 計93.2%

※5 生活系ごみは、生活する過程で発生する廃棄物（廃棄物処理基本方針における家庭系ごみとは異なり、資源物を含みます）。

5 市町村一般廃棄物処理システム比較分析

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、類似団体との比較分析を行った結果は、表2-15及び図2-10のとおりです。

本市では、人口1人1日当たりのごみ総排出量が平均よりやや多く、資源回収率や最終処分割合の指標では水準が高い傾向にあります。要因としては、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現のため、資源化可能な品目はなるべく分別収集して資源化し、焼却灰についても溶融固化等による資源化処理を実施していることが考えられます。一方で、最終処分減量に要する費用や人口一人当たりのごみ処理経費は平均より高額となっています。

表2-15 市町村一般廃棄物処理システム比較分析結果

指標	本市実績値	類似市町村実績値平均	本市指標値
人口一人一日当たりごみ総排出量(kg/人・日)	0.837	0.797	95
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)(t/t)	58.5%	23.1%	253.2
廃棄物のうち最終処分される割合(t/t)	0.0%	4.9%	200.0
人口一人当たり年間処理経費(円/人・年)	20,486	13,775	51.3
最終処分減量に要する費用(円/t)	65,962	46,400	57.8

※環境省による令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査(令和5年度(2023年度)実績)の値を用いているため、県の統計に基づく実績値の記載と異なる項目があります。

※類似市町村は、全国から都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村(総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に準拠)を抽出されています。

※指数は、資源回収率は実績値÷平均値×100、資源回収率以外は(1-[実績値-平均値]÷平均値)×100の算出であり、指数が大きいほど良好な状態を示します。

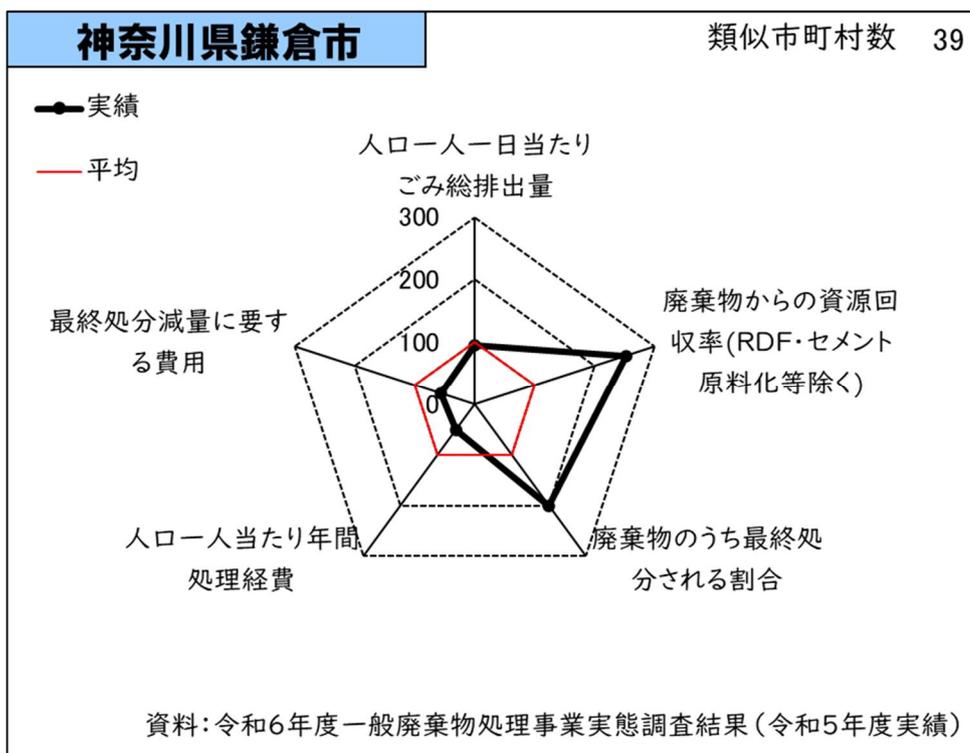


図2-10 市町村一般廃棄物処理システム比較分析結果(指数によるレーダーチャート)

※外側(指数が大きい)ほど良好な状態を示します。

6 施策の評価

第3次計画第2章第5節「基本方針に基づく施策の展開」に位置付けた各施策について、計画期間内における実施状況の評価を行いました。評価基準は次の3段階です。

- A: 行政内部から指摘されている課題も少なく、着実に進行していると考えられる施策
 B: 行政内部からある程度課題が指摘されており、進行が十分でなく、効果が不十分である施策
 C: 進行が見られない施策、または、凍結している施策

また、各施策の実施に関する具体的な取組内容等、詳細資料は資料7のとおりです。

表2-16 施策の評価

施策と主な取組		取組主体			評価
		市民	事業者	市	
施策1-1 リデュース(発生抑制) の推進(食品ロス)	(1) 家庭における食品ロスの削減	◎		○	B
	(2) 飲食店等における食品ロスの削減		◎	○	A
	(3) 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR		○	◎	A
	(4) 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究			◎	A
	(5) 未利用食品を活用するための活動の支援	○	○	◎	A
施策1-2 リデュース(発生抑制) の推進(食品ロス以外)	(1) 使い捨てプラスチックの削減	◎	◎	○	B
	(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応	◎	◎	◎	A
	(3) 水切りの普及啓発	◎	◎	○	A
	(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	◎		○	A
	(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進		◎	○	B
	(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上		◎	○	A
	(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続	○	○	◎	A
施策1-3 リユース(再使用) の推進	(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	○		◎	A
	(2) リサイクルショップ等の民間事業者に関する情報提供		○	◎	C
施策1-4 リサイクル(再生利用) の推進	(1) 家庭系生ごみの資源化	○	○	◎	B
	(2) 紙おむつの資源化	○	○	◎	B
	(3) 事業系ごみの最適な資源化		○	◎	A
	(4) ごみと資源物の分別徹底	◎	◎	○	B
	(5) 店舗等の店頭回収の促進	○	○	◎	C
施策2-1 市民に対する 働きかけ	(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発	○		◎	A
	(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	○		◎	A
	(3) 多様なツールによる情報発信	○		◎	A
	(4) 学校等における環境教育等の推進	○		◎	A
	(5) 地域での環境学習や3Rの取組支援	○		◎	A
	(6) 不適正な排出に対する指導	○		◎	A
施策2-2 事業者に対する 働きかけ	(1) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供		○	◎	A
	(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導		○	◎	A

	施策と主な取組	取組主体			評価
		市民	事業者	市	
施策3 適正かつ持続可能な ごみ処理の推進	(1)ごみの適正処理の推進			◎	A
	(2)処理における環境負荷の低減			◎	A
	(3)処理経費の削減に向けた検討			◎	B
	(4)不法投棄、持ち去り対策の推進			◎	A
施策4-1 市民サービスの向上	(1)家庭系ごみ戸別収集の検討	○		◎	A
	(2)分別しやすい排出方法の検討			◎	A
施策4-2 事業者の適正処理に 向けた環境整備	(1)小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討		○	◎	A
	(2)かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート		◎	○	B
施策5-1 市民、事業者、行政の 連携・協働体制の整備 と取組の推進	(1)3R推進に向けて、市民、事業者、行政の連携した取組	◎	◎	◎	A
	(2)廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	◎	◎	◎	A
	(3)市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知	○	○	◎	A
	(4)滞在者に対する協力の呼びかけ	○	○	◎	A
施策5-2 事業所としての 市の取組	(1)市施設における3Rの取組			◎	A
	(2)再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進			◎	A
施策6 将来にわたる安定的な ごみ処理体制の構築	(1)広域連携による新たなごみ処理体制の構築			◎	A
	(2)バックアップ体制の構築			◎	A
	(3)災害時の協力支援体制			◎	B
	(4)ごみ処理施設等のあり方の検討			◎	B

◎:主な取組主体 ○:取組を支援又は関係している主体

第3節 ごみ処理に関する課題

第3次計画の計画期間内（平成28年度（2016年度）～令和7年度（2025年度））には、新型コロナウイルス感染症の拡大という不測の事態が発生し、ごみの排出及び処理状況にも大きな変化が生じました。

また、昨今の人口減少・少子高齢化の進行、廃棄物処理に係る担い手不足、老朽化した社会インフラの維持管理経費の増大、地球温暖化への対策等の廃棄物を取り巻く環境の変化、循環型社会の形成に関する社会動向、同章第2節6に整理した第3次計画における施策の評価、資料10の市民アンケートの結果等を踏まえ、本市のごみ処理における課題を次の項目に沿って整理しました。

1 家庭系ごみに関する課題

家庭系ごみは、排出量、焼却量及び1人1日当たりの排出量が減少傾向にあります。第3次計画に基づき削減を目指してきた使い捨てプラスチックの排出量は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活様式の変化等により増加しましたが、収束に伴い減少した後もなお、第3次計画策定時を上回る水準となっています。

家庭系燃やすごみ組成調査の結果から分別状況の経年変化を分析すると、資源物の混入割合は平成29年度（2017年度）以降年々増加し、令和6年度（2024年度）には約20%に減少しましたが、依然として有料化直後の水準を上回っていることから、引き続き分別徹底の促進が必要です。

近年リチウム蓄電池を使用した製品が増加し、廃棄物として収集・処理される過程において火災事故等が発生し、施設設備への被害や処理の停滞による社会的影響の発生が問題となっています。本市においては、令和7年度（2025年度）から危険・有害ごみとして収集を開始していますが、収集開始以降も容器包装プラスチックごみに混入して排出されたリチウムイオン電池が収集車内で発火する事故が発生しており、引き続き適正排出の啓発が必要です。

また、市民アンケートの結果、第3次計画策定時と比較して、2R（リデュース・リユース）よりもリサイクルを重視する意見が増えています。天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減していく観点からも、リサイクルだけでなく、2Rへの意識の醸成と取組の推進に注力する必要があります。

第3次計画で予定していた新たな資源化施策は、計画期間内での実現には至りませんでした。生ごみ資源化に当たっては、市内に堆肥化施設を整備する計画でしたが、施設候補地周辺住民から臭気や虫の発生等への心配の声をいただきました。今後は、施設整備への理解が得られるよう、堆肥化を含めた資源化手法について広く検討を行っていくこととしています。紙おむつ資源化に当たっては、国及び県の動向を注視するとともに、複数回にわたりサウンディング調査を通じて民間事業者からも情報収集を行ってきました。令和5年度（2023年度）には民間事業者と連携し、分離処理及び再商品化に係る実証実験を行い、一定の成果を得るとともに、課題等の整理を行いました。引き続き検討を進め、新たな資源化の実現を図る必要があります。

また、他自治体と比較して高額となっている処理コストを縮減できるよう、より良い処理手法等の調査・検討が必要です。

2 事業系ごみに関する課題

事業系ごみは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、観光客数の大幅な減少により排出量が減少しましたが、収束後は微増傾向にあります。令和4年度(2022年度)には、第3次計画の予定よりも早期に、事業系燃やすごみの乾式メタン発酵による新たな資源化を開始したことで、焼却量を大幅に削減することができました。一方で、本計画の計画期間においては、観光客の回帰に伴う排出量の増加等への対策や、現行の資源化処理契約期間満了を見据え、民間事業者における資源化処理実績や処理技術の進展等の調査、本市に適した処理手法の検討が必要です。また、事業系ごみ処理手数料は、令和4年度(2022年度)に増額改定を行いました。国の方針を踏まえ、処理原価相当額への引き上げの検討を進めます。

拡大生産者責任の観点から、使用後の廃棄物の回収や処理(リサイクル)、製品の設計段階からリサイクルしやすい素材の選択や再資源化を考慮した商品設計を事業者に対し求めていく必要があります。

分別状況に関しては、平成25年(2013年)1月に今泉クリーンセンターに自走式コンベアごみ投入検査機を導入して排出状況が改善されていましたが、名越クリーンセンターの廃止及びごみ中継施設整備に伴い、令和6年度(2024年度)に当該検査機を撤去したため、適正排出の指導・啓発の強化が必要です。生ごみの資源化に関しては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成13年(2000年)5月施行)(以下「食品リサイクル法」という。)に基づく登録再生利用事業者への誘導や大型生ごみ処理機設置の促進を行ってきましたが、近年は導入件数が少なく、資料11の事業所アンケート結果においては生ごみを「燃やすごみ」として排出している事業所の割合が平成26年度(2014年度)比で約9%増加しており、一方で食品関連事業者のうち約46%の事業所が食品リサイクルに取り組みたいと回答しています。制度の普及啓発に加え、導入に当たっての課題解消に努める必要があります。

3 適正かつ持続可能な廃棄物処理に関する課題

将来にわたって適正かつ持続可能なごみ処理体制を構築するに当たり、本市においては、令和7年(2025年)1月に名越クリーンセンターの焼却を停止し、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、令和7年度(2025年度)から市内で排出される燃やすごみを逗子市との事務委託により広域処理を開始しました。

広域処理に当たっては、逗子市焼却施設を中心に安定的なごみ処理を継続するため、逗子市との連絡・調整を密に行うとともに、第3次計画において実施に至らなかった新たな資源化の実現に向けた検討、不測の事態にも対応できる十分なバックアップ体制の構築・維持を進める必要があります。また、逗子市焼却施設は、施設の老朽化により令和16年度(2034年度)末までの稼働を予定しており、その後は新たな体制での処理が不可欠です。安定したごみ処理を継続するため、逗子市及び葉山町と連携し、令和17年度(2035年度)以降の広域処理体制について、県及び県内他自治体との協議を行うとともに、県広域化・集約化計画への位置付けや具体的な広域処理体制の構築に向けた準備を行う必要があります。

地球温暖化対策は、喫緊の課題であり、廃棄物処理分野においても対応が求められています。本市の焼却施設は廃止しましたが、引き続き本市で発生する燃やすごみは、焼却に当たって多く

の温室効果ガスを生じます。2050年カーボンニュートラルの実現に向け、ごみの排出量や焼却量、特に温室効果ガス排出量の大きいプラスチックごみの発生抑制や、市内事業者等への環境負荷配慮の啓発が必要です。

第3次計画の策定以降、全国的に大規模な災害が頻発し、国及び県の災害関連計画等が見直されています。本市においても、発災時の円滑な災害廃棄物処理に備えるため、災害廃棄物処理計画に基づき平時の準備、民間事業者との協定に基づく訓練の実施、市民への情報発信等に努める必要があります。

持続可能なごみ処理体制の構築に当たっては、ごみの排出に係る市民負担及び処理に係るコストの軽減に向けた検討が必要です。市民負担の軽減に当たっては、令和7年度（2025年度）から家庭系燃やすごみの戸別収集を一部地域で開始しており、令和8年度（2026年度）からは全市域で実施します。今後は導入後に生じた課題を解消しつつ、ノウハウを蓄積した上で効率的な収集体制及び品目拡大を検討していく必要があります。

4 食品ロスに関する課題

我が国では令和7年（2025年）3月に「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が示され、平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）に、家庭系では50%削減の早期達成、事業系では60%削減等の新たな目標が掲げられています。

本市では家庭系、事業系いずれも燃やすごみの組成では厨芥類が多くを占めており、そのうち食品ロスの量は、令和5年度（2023年度）の組成調査結果から年間推計約9,500tとなっています。令和6年（2024年）12月には、消費者庁及び厚生労働省において「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」が策定されており、新たな情報の発信も含め、引き続き市民、事業者に向けた啓発が必要です。

また、未開封の食品廃棄については、期間を区切って実施していたフードドライブを、通年実施に変更することで、年間を通じたフードバンクとの連携を実現しつつ、今後は周知のタイミングや受付窓口の拡大等、内容の見直しを図る必要があると考えられます。引き続き、情報収集や現状分析、啓発等の実施により、効果的な食品ロス削減施策を進める必要があります。

5 市民、事業者、行政の連携・協働に関する課題

市全体でのごみの減量・資源化促進に当たっては、市民1人1人の協力が不可欠であり、引き続き協働による3R推進を目指していくことが重要と考えます。市内の自治・町内会等と連携し、各団体における3R推進事業に対する補助金交付や、廃棄物減量化等推進員との連携、環境教育の充実を進める必要があります。

循環型社会の形成に当たり、地方公共団体には主体間の連携・協働を促進するコーディネーターの役割が求められています。産官学民共創のプログラムへの参画等を通じ、企業や教育機関等の主体とも連携を図り、協働の輪を広げ、ごみに関する課題の解決、資源循環のシステム構築を図っていく必要があります。

また、本市は観光都市の特徴を有し、市内においてオーバーツーリズムが発生している地域もあります。観光客をはじめとする滞在者への啓発及び協働を進める必要があります。

第4節 基本理念と基本方針

1 基本理念

人口減少や少子高齢化が進行し、厳しい財政状況の下でごみ処理を取り巻く環境も大きく変化しています。また、地球温暖化や近年頻発する災害等への対応が求められる中、将来にわたり適正かつ安定的なごみ処理が可能となる持続可能なごみ処理体制の構築が必要です。

本市では、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、市民、事業者、行政が連携・協働して 3R+Renewableを推進し、焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指します。ごみそのものを減らすために、必要なものだけを購入し、ものを大切にするような心豊かな社会を形成していくことを基本理念として掲げます。

基本理念：「ゼロ・ウェイストかまくら」
の実現を目指して
～モノを大切に 心豊かな生活を～

2 基本方針

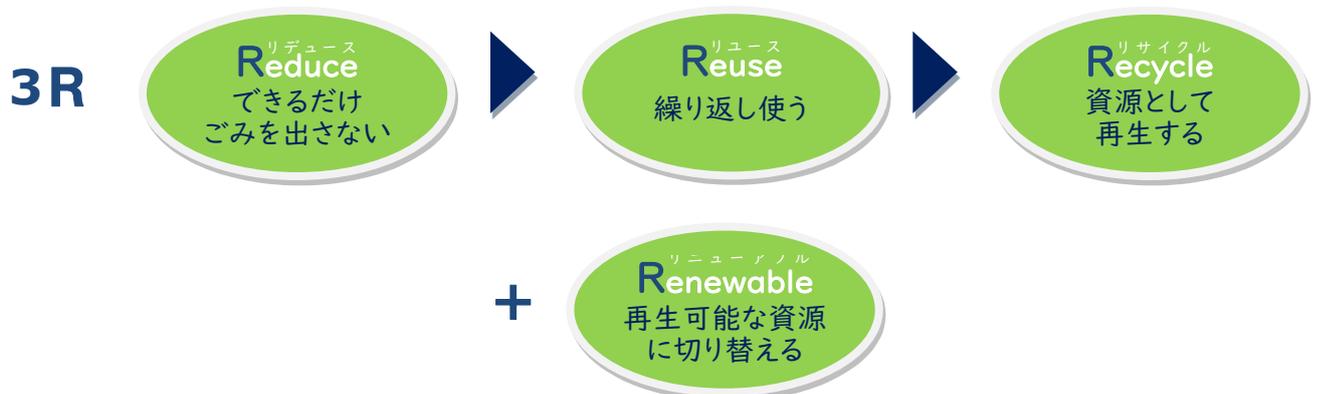
ごみ処理に関する課題を解決し、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指すために、次の4つの基本方針に基づく施策を実施します。

基本方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした 3Rの取組の拡充

家庭系及び事業系ごみについて、ごみそのものを減らすため、発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)の2つのさらなる充実を図るとともに資源の有効活用の視点から、引き続き、再生利用(リサイクル)も推進します。

さらに、プラスチック資源循環戦略及びプラスチック資源循環促進法を踏まえ、再生可能(リニューアブル)な資源の活用や資源に替える取組を推進します。



基本方針
2

適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

3Rの取組を進めた上で排出されるごみについては、焼却すると温室効果ガスを多く生じるため、地球温暖化対策の観点から環境負荷を極力低く抑えた処理を行います。

また、将来にわたり安定的な処理を行うため、広域連携等による効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築に向けた取組を進めます。

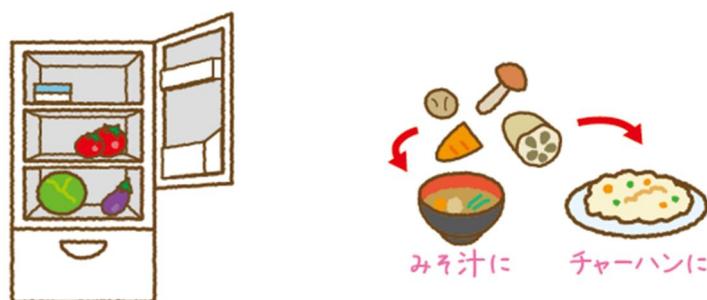
同時に、少子高齢化の進行等の情勢を踏まえ、処理にかかる財政負担の低減、市民・事業者の排出負担の軽減を勘考し、持続可能な処理体制の確立に努めます。



基本方針
3

食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）

令和元年（2019年）10月施行の「食品ロス削減推進法」に基づく食品ロス削減推進計画として位置付け、食品ロス削減の取組を進めます。



基本方針
4

市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

市民、事業者、行政が、各主体の役割分担に基づいて積極的に行動するとともに、滞在者や関係機関と協力・調整を行いながら、連携・協働の強化を図ります。



第5節 基本方針に基づく施策の展開

1 施策の体系

基本方針に基づく施策の体系は次のとおりです。

表2-17 施策の体系

施策と主な取組			
基本方針1 ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充	基本方針1-1 家庭系ごみ 基本方針1-2 事業系ごみ	施策1-1-1 2Rの推進	(1) 家庭系生ごみの減量 (2) 使い捨てプラスチックの削減 (3) リユースの普及・拡大
		施策1-1-2 分別の徹底	(1) 分別意識の醸成 (2) ごみ組成の調査 (3) 不適正排出の調査・指導
		施策1-1-3 資源化の検討	(1) 生ごみの資源化 (2) 紙おむつの資源化
		施策1-2-1 2Rの推進	(1) 事業系生ごみの減量 (2) 拡大生産者責任に基づくごみの削減
		施策1-2-2 適正排出の徹底	(1) 分別意識の醸成 (2) 排出状況の調査 (3) 小規模事業所が適正に排出できる体制の構築
		施策1-2-3 資源化の検討	(1) 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への誘導 (2) 紙おむつの資源化 (3) 事業系ごみの最適な資源化
		基本方針2 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進	施策2-1 安定的な処理体制の整備・維持
施策2-2 持続可能な処理の推進	(1) 環境負荷の低減(地球温暖化対策) (2) 市民負担・処理コストの軽減		
施策2-3 不法投棄等の対策	(1) 不法投棄対策 (2) 持ち去り対策		
施策2-4 事業所としての市の取組	(1) 市施設における3R (2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進		
基本方針3 食品ロスの削減 (食品ロス削減推進計画)	施策3-1 食品ロスの削減	(1) 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究 (2) 家庭における食品ロスの削減 (3) 飲食店等における食品ロスの削減	
	施策3-2 未利用食品の活用	(1) フードドライブの実施	
基本方針4 市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化	施策4 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組	(1) 市民・事業者との連携 (2) 環境教育 (3) 各主体との連携・協働 (4) 滞在者に対する協力の呼びかけ	

2 施策の展開



基本方針1-1 ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充(家庭系ごみ)

施策1-1-1 2Rの推進

循環型社会形成推進基本法(平成12年(2000年)6月2日公布)において、循環型社会の構築に向けた廃棄物・リサイクル対策の優先順位は、①発生抑制(Reduce:リデュース)、②再利用(Reuse:リユース)、③再生利用(Recycle:リサイクル)、④熱回収、⑤循環利用できない廃棄物を適正に処分と明確に示されています。

一方、令和6年(2024年)に実施した本市の市民アンケート調査では、「市民一人ひとりがごみの減量・資源化を進めるために、3R(Reduce:リデュース、Reuse:リユース、Recycle:リサイクル)の中で最も大切なことは何だと思えますか。」という設問に対し、リサイクルの回答数が約50%と最も高く、リデュースの回答数は約38%、リユースの回答数は約12%に留まっています。

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していく観点から、家庭におけるごみそのものの発生を減らす発生抑制(リデュース)の取組と、資源を最大限活用する観点から製品の適切な長期利用や再使用(リユース)の取組を重点的に推進します。

(1) 家庭系生ごみの減量

家庭系生ごみの排出量は減少傾向にあります。家庭系燃やすごみの約40%を占め、年間排出量は約8,000t(※)となっています。

生ごみの約80%は水分といわれており、捨てる前に水切りをすると、水分を約10%取り除くことができ、減量効果が見込まれるだけでなく、悪臭の防止や、ごみを収集する過程で生じる二酸化炭素の削減にもつながることから、水切りのポイント「濡らさない・絞る・乾かす」を引き続き呼びかけるとともに、具体的な取組方法について普及啓発を行います。

各家庭での生ごみの減量及び資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機の購入費助成制度の活用を呼びかけるほか、継続して利用してもらうためライフスタイルに合わせた処理機の紹介、大規模集合住宅等を新設する場合の大型生ごみ処理機の設置又はディスプレイ排水処理設備の設置義務化を継続します。また、普及促進策の検討のため、家庭系生ごみ処理機の購入費助成制度活用者を対象に利用状況の追跡調査を行います。

※焼却量から、収集ごみにおける組成割合40%を用いて算出

(2) 使い捨てプラスチックの削減

プラスチック資源循環戦略(令和元年(2019年)、消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)及びプラスチック資源循環促進法では、前述の循環型社会形成推進基本法を踏まえ、①ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われている資源を徹底的に減らすこと、②プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること、③再生材や再生可能資源に切り替えた上でできる限り長期間使用すること、④使用後は、持続可能な形で徹底的に分別回収し、循環利用を図ることを位置付けています。

市民に対しては、使い捨てプラスチックの削減に向けて、分別の徹底はもちろんのこと、マイボトル等の利用促進、消費者として購入時にどの製品を購入するのか（ごみになりづらい製品やリサイクルされた製品、生物由来の製品等）、どのように処分するのかを検討すること、販売店等における資源物の回収を活用すること等について普及啓発を行います。

日々の生活の中で使い捨てプラスチックの削減に取り組んでもらえるよう、市内公共施設等に水道管直結式ウォーターサーバーを設置するとともに、給水スポットマップの充実を図り、マイボトルの利用促進に向けて取り組むとともに、マイバッグ等の利用について引き続き啓発を行います。

また、市民が排出する使い捨てプラスチックの資源循環を促進するため、新たな資源化施策の創出に向け、大学や民間事業者における調査・研究・取組等に協力します。

(3) リユースの普及・拡大

再使用（リユース）の促進により、環境負荷の軽減（ごみの削減、温室効果ガス排出量の削減）だけでなく、廃棄以外の選択肢を提供することにより、市民の利便性向上や便益増大の可能性も考えられます。

市民アンケートでは再使用（リユース）の各取組に需要があることが確認され、家庭から排出される使用済製品等のリユース促進を図るため、不用品登録制度の継続や民間事業者と連携したリユース事業の創出等に取り組めます。

また、市民や各種団体が開催するイベントでの食品の提供に当たっては、リユース食器が利用されるよう助成制度を周知し、各主体と連携して取り組めます。

施策1-1-2 分別の徹底

基本理念「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向け、市民の皆さんの協力をいただき、現在22品目を分別収集し、資源化を積極的に進めています。資源化率（リサイクル率）は、人口10万人以上50万人未満の市町村の中で全国トップレベルを維持しています。一方で、毎年度実施している家庭系燃やすごみ組成調査の結果をみると、資源物の混入が20%以上あります。

「混ぜればごみ、分ければ資源」と言われますが、正しく分別しなければリサイクルすることはできません。焼却量の削減やリサイクルの促進のため、分別の徹底への意識の醸成を図ります。併せて、3Rに加え「Refuse:断る」や「Repair:修理する」など、ごみを減らす取組や工夫について普及啓発を図ります。

また、公平性の確保のため、適正排出の徹底に向けて引き続き取り組めます。

(1) 分別意識の醸成

ごみと資源物の分別の徹底やごみの減量・資源化への理解や関心を高めるため、各種広報媒体やホームページ、SNS、イベント参加、説明会の開催等の様々なツールを用いた情報発信を積極的に行います。

(2) ごみ組成の調査

家庭系燃やすごみ組成調査により、燃やすごみ中の資源化可能品目の混入割合や生ごみ

に占める食品ロスの状況等のデータを収集することで、市民の分別意識、現行の廃棄物処理施策の進捗を把握するとともに、今後のごみの減量・資源化方策や普及啓発策の基礎資料とします。

(3) 不適正排出の調査・指導

家庭系燃やすごみの排出量は減少傾向にあるものの、過年度のごみ組成調査の結果からも資源物の混入率が高い地域があるとともに、市民から不適正排出の通報を一定数受けています。

引き続き分別徹底に向けて啓発を行うとともに、不適正排出に対しては、公平性を担保するため、必要に応じて内容物調査や訪問指導を行います。

施策1-1-3 資源化の検討

限られた資源やエネルギーの有効利用による環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指す「ゼロ・ウェイストかまくら」の基本理念に基づき、新たな品目の資源化を検討します。

具体的には、現時点では焼却処理を行っているものの、家庭系燃やすごみの多くの割合を占めるとともに、資源化の可能性がある生ごみ及び使用済み紙おむつの資源化の実施に向けて、処理手法、用地の確保、施設整備、収集体制等の条件を整理し、環境面・財政面・安定性の観点から総合的に検討を進めます。

(1) 生ごみの資源化

家庭系燃やすごみの約40%を占める生ごみは、重量の80%以上が水分であり、収集及び焼却に当たり大きな負荷を生じます。生ごみを資源化することは、環境負荷の軽減(ごみ量の削減、燃焼効率の向上等)につながるとともに、基本理念「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に寄与します。

実施に際しては、施設候補地周辺住民との合意を得る必要があるほか、収集体制の確立、事業費の軽減といった課題がありますが、引き続き、本市の特性に応じた生ごみ資源化手法の検討を進め、安定的な処理体制の構築に向けた検討を進めます。

(2) 紙おむつの資源化

高齢化の進行に伴い、使用済み紙おむつの排出量は増加傾向にあると見込まれます。

紙おむつは、上質パルプ・プラスチック・高分子吸収材から構成されており、民間事業者と連携して実施した実証実験においても、分離処理は可能であり、製品化への可能性は見出すことができました。使用済み紙おむつの資源化は、基本理念「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に寄与するものではありませんが、現時点では、導入コストの面での課題があるほか、収集体制や施設整備用地の確保といった課題が挙げられます。

よって、引き続き国・県・他自治体・民間事業者の動向を注視するとともに、事業化に向けた資源化手法について検討を進めます。

基本方針1-2 ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充(事業系ごみ)



施策1-2-1 2Rの推進

施策1-1-1の家庭系ごみと同様に、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していく観点から、事業活動に伴い発生するごみの発生抑制への取組、拡大生産者責任に基づく取組の要請を行います。

(1) 事業系生ごみの減量

事業活動に伴い排出される事業系燃やすごみのうち、生ごみは約50%を占めています。

市内事業者の自己処理を促すため、大型生ごみ処理機の補助金交付制度について、令和5年(2023年)10月に補助対象を拡大して実施してきましたが、資料11の事業所アンケート結果においては、約65%の事業所が当該制度を知らなかったと回答しており、当該制度の周知及び活用促進を図ります。

(2) 拡大生産者責任に基づくごみの削減

拡大生産者責任は、循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法等に規定され、生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任(物理的又は財政的責任)を負うという考え方です。

事業者に対しては、廃棄物発生抑制等啓発指導員及び廃棄物適正処理主任指導員による個別訪問等において、製造・販売におけるワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の再生可能資源への適切な代替や、製品回収、リサイクル体制の構築等について要請するとともに、事業者が行うプラスチック資源循環への関心の高まりを受け、プラスチック資源循環に向けた体制の構築に協力します。

また、拡大生産者責任に基づく事業者の負担の明確化等を促進する制度づくりについて、引き続き国、県へ要望します。

施策1-2-2 適正排出の徹底

事業活動に伴って排出される廃棄物については、廃棄物処理法において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とする排出事業者責任が定められています。市町村には、排出事業者に対し、その事業活動に伴い生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、かつ再生利用等を行うことによりその減量に努める重要な責任を有していることについて周知徹底及び適切な指導を行うよう求められていることから、引き続き排出事業者責任の周知徹底に努めます。

(1) 分別意識の醸成

ごみと資源物の分別の徹底やごみの減量・資源化への理解や関心を高めるため、廃棄物発生抑制等啓発指導員及び廃棄物適正処理主任指導員による排出事業者への個別訪問、啓発チラシ・パンフレット等の配布、関連団体の定例会等での説明など様々な機会を捉えて意見

交換及び周知啓発を積極的に行います。資料Ⅱの事業所アンケート結果において、ごみ減量・リサイクルを促進するために必要な施策について、約半数が「マニュアルの提供」、次いで約36%が「事例紹介」、23%が「収集業者、リサイクル業者に関する情報提供」と回答しており、当該結果を参考に効果的な情報提供に努めます。

(2) 排出状況の調査

事業者から排出されるごみに含まれる資源化可能な物品の混入割合をごみ組成調査によりデータを収集することで、事業者の分別意識、今後のごみの減量・資源化方策や普及啓発策の基礎資料とします。

廃棄物発生抑制等啓発指導員及び廃棄物適正処理主任指導員による事業者への個別訪問に当たり、排出状況調査の結果を踏まえた適正排出の指導、分別徹底やごみの減量・資源化に向けた各種施策、事例等の情報提供を行います。

また、市施設への産業廃棄物等の搬入を防ぐため、新たな搬入物検査の検討を進めます。

(3) 小規模事業所が適正に排出できる体制の構築

ごみの排出量が少なく、一般廃棄物収集運搬業許可業者との契約が難しい事業所での適正排出を促すため、燃やすごみに限り特例的に市が収集運搬処理を行う「少量排出事業所収集制度」について対象となる事業所等への普及に努め、制度活用の推進を図ります。また、資料Ⅱの事業所アンケート結果において、当該制度を利用しない事業所のうち約63%が「登録要件に当てはまらない」と回答しており、引き続き実態の把握に努め、対応を検討します。

施策Ⅰ-2-3 資源化の検討

限られた資源やエネルギーの有効利用による環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指す「ゼロ・ウェイストかまくら」の基本理念に基づき、新たな品目の資源化を検討します。

具体的には、現時点では焼却処理を行っているものの、資源化の可能性のある使用済み紙おむつや、事業系燃やすごみの多くの割合を占める生ごみの資源化の実施を検討します。また、事業系ごみの資源化処理の継続に向けて、民間事業者におけるリサイクル技術の進展を注視し、検討を進めます。

(1) 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への誘導

事業所から排出される生ごみの資源化を促進するため、引き続き、多量排出事業者(ひと月の排出量3t以上)やフランチャイズ本部等に対し、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への誘導を図るとともに、登録再生利用事業者との意見交換や情報収集等を通じ、準多量排出事業者(ひと月の排出量1t以上3t未満)、少量排出事業者(ひと月の排出量1t未満)への働きかけについても検討を行います。また、収集を担う一般廃棄物収集運搬業許可業者に対しても情報提供を行い、収集運搬ルート確保等を要請します。

市内小学校から出る給食残さの資源化に当たっては、大型生ごみ処理機の老朽化に伴い、順次、登録再生利用事業者における資源化処理に移行します。

(2) 紙おむつの資源化

高齢化の進行に伴い、使用済み紙おむつの排出量は増加傾向にあると見込まれます。

紙おむつは、上質パルプ・プラスチック・高分子吸収材から構成されており、民間事業者と連携して実施した実証実験においても、分離処理は可能であり、製品化への可能性を見出すことができました。

使用済み紙おむつの資源化は、基本理念「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に寄与するものであり、引き続き国・県・他自治体・民間事業者の動向を注視するとともに、事業化に当たっては、家庭系紙おむつの資源化と同様に、施設整備用地を確保することを前提とした上で、資源化手法、資源化処理への誘導方法等の検討を進め、実現に向けた取組を進めます。

一方で、事業系紙おむつの排出施設は限られていることから、排出事業者と連携し、排出施設内に減容又は資源化設備を導入することにより、焼却量の削減につなげる方策についても検討を進めます。

(3) 事業系ごみの最適な資源化

事業系燃やすごみは、令和9年(2027年)5月までの契約期間において、民間事業者が運営する乾式メタン発酵施設において資源化処理を行うこととしています。その後の処理については、将来的なごみの減量・資源化方策の実施時期を見据え、民間事業者による新たな技術の動向を注視し、安定的かつ効率的な資源化処理の調査・研究、費用対効果等を踏まえて検討を進めます。

基本方針2 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

施策2-1 安定的な処理体制の整備・維持



人口減少や少子高齢化の進行、廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念され、将来にわたって持続可能な廃棄物の適正処理を確保するためには、より一層の取組が必要とされます。また、近年大規模な災害が頻発しており、様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、廃棄物処理の広域的な連携体制の構築の必要性も指摘されています。

将来にわたり安定的かつ適正なごみ処理を継続するため、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づく2市1町における広域処理の推進やさらなる広域化の検討、高齢化の進行やライフスタイルの多様化に対応した排出方法等の見直しや福祉施策との連携、負担の公平性を確保するための処理手数料見直しやごみ有料化の継続、非常時のごみ処理体制の準備、処理手法を踏まえたごみ処理施設のあり方の検討を進めます。

(1) 広域連携によるごみ処理体制の維持・構築

ごみ処理の広域化は、人口減少等の廃棄物処理を取り巻く環境の変化に対応するため、各市町単独で処理するだけではなく、連携して取り組むことで、将来にわたり持続可能な廃棄物処理体制の構築を目指すものです。

令和7年度(2025年度)から実施している逗子市及び葉山町とのごみ処理広域化に当た

っては、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、各市町の役割を確実に担うとともに、逗子市との事務委託に基づき、逗子市焼却施設を中心に安定的かつ適切な処理ができるよう連携体制を構築します。

逗子市焼却施設の処理能力を超える燃やすごみの処理や、不測の事態が生じた場合の処理が滞ることのないよう、近隣自治体や民間処理施設とのバックアップ体制の構築及び充実に努め、確実に処理を行います。

また、安定的なごみ処理体制の構築に当たっては、逗子市焼却施設の稼働停止後に向けて将来の広域連携のあり方を具体化していく必要があるため、引き続き広域ブロック区割りの見直しや他の県内市町村との連携を検討します。令和9年度(2027年度)末に神奈川県において策定される長期広域化・集約化計画において、一定の方向性を示すことができるよう、2市1町において検討を進めるとともに、他自治体との協議、県への要望を行います。

(2) 家庭系ごみ戸別収集の実施

人口減少や高齢化の進行、クリーンステーションの維持管理に係る負担、多様化するライフスタイル等、ごみ処理を取り巻く環境は変化しています。市民のごみ出しに関する労力を軽減し、持続可能な収集体制を構築するため、家庭系ごみのうち、燃やすごみから戸別収集を実施します。戸別収集の実施により、排出者責任の明確化による分別の促進や不法投棄の削減につながるだけでなく、高齢者の見守りや道路損傷状況の確認等の副次的な効果も見込まれます。

令和8年度(2026年度)から全市域で家庭系燃やすごみの戸別収集を実施するとともに、収集データの収集・分析を通じたより効率的な収集体制の構築や増大する収集経費への対応、収集品目の拡大等について検討を進めます。

(3) 声かけふれあい収集の継続

福祉部局と連携し、ごみや資源物を排出場所まで運び出すことが困難な高齢者及び障がい者の世帯を対象に、声かけふれあい収集を実施しています。引き続き制度の利用を促し、収集員が週1回、戸別訪問して声かけによる安否確認を行いながら、ごみや資源物の収集を行います。

(4) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の定着

本市においては、ごみ処理の広域化を見据え、令和4年度(2022年度)から事業系ごみの新たな資源化を実施しています。国からは、排出事業者責任において処理原価相当額を徴収する方針が示されていることから、近隣自治体の処理手数料や家庭系一般廃棄物処理手数料との均衡、社会情勢の変化、排出事業者には過度な負担が生じないように配慮した上で、引き続き事業系ごみ処理手数料の見直しを図ります。

また、家庭系ごみの有料化を実施後、家庭系ごみの市民1人1日当たりの排出量は減少傾向にあり、実施による減量効果が見込まれることから、家庭系燃やすごみと燃えないごみの有料化を継続し、定着を図ります。

(5) 災害時の協力支援体制

災害発生時は、本市の災害廃棄物処理計画に基づき、被害状況に応じて、国・県・関係団体

等と連携し、災害廃棄物の処理を行います。

平時には、国・県計画の改定や訓練等による知見の蓄積を踏まえ、災害廃棄物処理計画の適時の見直しを図ります。また、災害支援協定を締結した民間事業者等との情報交換や廃棄物処理を行う民間事業者との連携により、発災時に迅速かつ円滑な対応が図れるよう準備します。

(6) ごみ処理施設等のあり方の検討

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画や生活環境整備審議会答申等を踏まえ、令和7年度(2025年度)からごみ処理の広域化を開始しています。今後は、本市のごみ処理の中核を担うごみ中継施設の整備を着実に進めるとともに、本市のごみ処理施策に応じた資源化処理施設の整備や、施設運営に当たり喫緊の課題を有する施設の移転又は再整備に向けた検討・協議を行います。

施策2-2 持続可能な処理の推進

地球温暖化問題は、人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題の一つです。廃棄物分野においては、廃棄物の排出抑制、焼却量の削減、廃棄物エネルギーの活用等、廃棄物処理・資源循環の取組を通じて温室効果ガスを削減し、地球温暖化対策に貢献することができます。

また、人口減少や少子高齢化の進行、廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大等、廃棄物処理を取り巻く環境が大きく変化する中でも、適正処理の確保はもとより、将来に過度な負担を残さないよう、環境負荷の軽減、廃棄物処理に係る市民負担や財政負担にも配慮した、持続可能な処理体制のあり方を検討していく必要があります。

(1) 環境負荷の低減(地球温暖化対策)

地球温暖化対策は喫緊の課題であり、廃棄物処理分野においても取組が求められています。

本市においては市内に新たな焼却施設を建設せずにさらなるごみの減量・資源化を推進することで基本理念「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指しており、施策1-1-1、施策1-2-1の実施を通じて、家庭及び事業者から排出される燃やすごみの焼却量の削減に努めます。特に、焼却に伴う温室効果ガスの発生量は主にプラスチックの焼却によるものであり、施策1-1-1(2)によりプラスチックごみの削減に努めます。

また、施策1-1-3、1-2-3における資源化の検討に当たり、環境負荷を考慮した手法選択を行うとともに、引き続き有料袋にバイオマスプラスチックを配合するほか、収集事業者と連携しEVごみ収集車の導入について検討します。

(2) 市民負担・処理コストの軽減

基本理念「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現による環境負荷の軽減や持続可能な収集体制の構築に当たり、ごみ処理経費の増大が想定されますが、国・県・他自治体・民間事業者の動向を注視し、収集運搬、中間処理、最終処分方法等について見直しを図り、可能な限り経費削減に努めます。

また、市民のごみ出し労力を軽減するとともに収集運搬や中間処理の経費削減にも寄与することから、分別品目の統合について課題を整理し、検討を行います。

施策2-3 不法投棄等の対策

不法投棄は、法令により禁止されている行為であり、海洋プラスチック問題などの環境汚染や景観の悪化等の問題を引き起こす可能性もあります。また、資源ごみ等の持ち去りも条例により禁止されている行為であり、市民及び事業者に対して適正排出の普及啓発を図るとともに、未然防止策を講じます。

本市は観光都市の特徴を有し、市内でオーバーツーリズムが発生している地域もあります。観光客による飲食ごみやペットボトルの投棄等により、景観や生態系、地域住民の生活に悪影響を及ぼす状況であり、ごみ問題への対応は急務となっています。情報発信とマナー啓発によりポイ捨て・置き捨てごみの発生を抑制するとともに、事業者への協力を要請します。

(1) 不法投棄対策

ごみの不法投棄は犯罪行為であり、陸域で投棄されたごみが河川等を経由して海域に流出することや直接海域に排出されることによるプラスチックごみの流出により海洋汚染が生じていることも踏まえ、不法投棄を未然に防止し、良好な生活環境を保全するため、県、必要に応じて警察と連携を図り、パトロールや防止看板の提供、不法投棄者への警告、土地所有者への協力依頼を行います。

(2) 持ち去り対策

家庭からクリーンステーションに排出された資源物は市の所有物であることから、持ち去りを未然に防止するため、指導や看板の設置を行うとともに、発生時には警察と連携して対応します。

施策2-4 事業所としての市の取組

市は、市内にある事業所の一つとして率先して3Rに取り組みます。取組に当たっては、市で定めた環境方針に基づき、ごみの減量・資源化やグリーン購入の促進のほか、職場内の教育や啓発を行い、職員一人ひとりの取組を促進します。

(1) 市施設における3R

本市が率先して環境に配慮した取組を実践するため、ミックスペーパー、プラスチック類、生ごみなどの資源化を推進し、ごみの減量に努めます。また、市役所、学校、その他市の施設において、職員一人ひとりが率先してマイバッグやマイボトルの使用、紙の使用量の削減などの3Rの取組を実践します。

また、原料が植物等の再生可能な資源であるバイオマスプラスチックを含む家庭系ごみの有料袋を引き続き導入します。

(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進

市が購入する物品や資材は、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない再生品やグリーン購入対象品を選択するよう努めます。



基本方針3 食品ロスの削減(食品ロス削減推進計画)

施策3-1 食品ロスの削減

食品ロス問題は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標(SDGs)」のターゲットの1つとして掲げられ、国際的にも重要な課題として認識されています。また、食品ロス削減推進法では、食品ロスの削減は、食料の多くを輸入に依存する我が国にとって真摯に取り組むべき課題であり、生産者や消費者それぞれの立場において主体的に取り組むこと、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着、まだ食べることができる食品は廃棄することなく食品として活用することが重要とされています。

1 食品ロス削減推進計画の位置付け

食品ロス削減推進法第13条第1項に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和2年(2020年)3月31日閣議決定)や「神奈川県食品ロス削減推進計画(令和4年(2022年)3月策定)」等と整合を図り、推計量及び施策等を整理し、鎌倉市食品ロス削減推進計画として位置付けます。

2 計画期間

第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画と同期間とします。

3 食品ロスの現状と課題

日本国内の食品ロス量は年間464万t(令和5年度(2023年度)推計)と推計されており、そのうち、家庭系食品ロス量が233万t、事業系食品ロス量が231万tとされています。

事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業が約5割を占め、次いで外食産業が約3割を占めています。主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「製造工程の原材料端材」、「返品」、「販売期限切れ商品」、外食産業では「食べ残し」、「作りすぎ」等が挙げられます。

家庭系食品ロスの内訳をみると、「直接廃棄」、「食べ残し」、「過剰除去」となっています。

4 本市の現状と課題

本市の家庭系燃やすごみに占める厨芥類の割合については、平成13年度(2021年度)から組成調査を開始して実態把握を行っています。令和5年度(2023年度)の家庭系燃やすごみ組成調査結果では40.6%であり、環境省が公表した「令和5年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」に示されている、生活系ごみ収集量に対する食品廃棄物の発生量の平均割合約30~32%と比較すると、約10%高い値となっています。要因として、本市の資源化率(リサイクル率)は同規模自治体でトップレベルであることから、燃やすごみ

中の資源物の量が少なく、厨芥類の割合が相対的に高くなっていることが考えられます。また、同調査結果では、厨芥類のうち未開封食品類が9.4%となっており、過年度より増加傾向にあります。また、食べ残し等が81.1%と過年度と同水準となっており、厨芥類の中でも大半を占めています。なお食べ残し等には、タバコの吸い殻やコーヒーかす、茶殻やその他の分類不能な生ごみも含まれていることから、環境省報告書との単純な比較が難しいため、今後の組成調査の実施に当たっては、調査内容の検討が必要と考えています。

事業系燃やすごみに占める厨芥類の割合は、令和5年度（2023年度）事業系一般廃棄物組成調査結果では48.8%であり、そのうち未開封食品類が14.8%、食べ残し等が28.1%となりました。ただし、調査年度により結果にばらつきがあることから、引き続き、調査結果を踏まえ、経年変化を把握していく必要があると考えています。

表2-18 食品ロス量の現状（再掲）

		H13	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系	燃やすごみ収集量(t)	31,637	24,191	20,092	19,866	19,570	18,710	19,197	実施なし	19,733	19,340	18,606
	未開封食品量(t)	769	714	354	425	444	391	361		592	600	711
	食品ロス量(t)	-	-	-	-	-	-	-		-	7,759	7,185
事業系	燃やすごみ収集量(t)	実施なし	実施なし	10,892	実施なし	10,098	実施なし	9,357	実施なし	8,007	実施なし	7,766
	未開封食品量(t)			270		97		21		101		561
	食品ロス量(t)			-		-		-		1,635		2,432
合計	燃やすごみ収集量(t)	-	-	30,984	-	29,668	-	28,554	-	27,740	-	26,372
	未開封食品量(t)			624		541		381		693		1,271
	食品ロス量(t)			-		-		-		9,394		9,547

※新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により令和2年度（2020年度）はいずれも実施せず、事業系は令和4年度（2022年度）まで隔年の実施です。

5 国の関連計画、削減目標

国の関連計画、削減目標は、表2-19のとおりです。

表2-19 国の関連計画、削減目標

年	関連計画・削減目標
2016	第3次食育推進基本計画 ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合を、2020年80%とする
2018	第四次循環型社会形成推進基本計画 ・家庭系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる ・事業系食品ロス：今後、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（食品リサイクル法の新たな基本方針）で目標を設定
2019	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 ・事業系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる
2019	食品ロスの削減の推進に関する法律
2020	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定） ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする
2021	第4次食育推進基本計画 ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合を、2025年80%とする
2024	第五次循環型社会形成推進基本計画 ・食品ロス量半減（計画フォローアップに当たって、進捗把握する項目）
2025	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 ・事業系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させる
2025	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和7年3月25日閣議決定） ■目標 ・家庭系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる ・事業系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させる ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする

国が掲げる食品ロスの削減の方針及び目標を踏まえ、本市においても様々な機会を通じて普及啓発を図るとともに、市民及び事業者と連携した取組を進めます。

6 施策の展開

(1) 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究

家庭から排出される燃やすごみのうち、生ごみに占める未開封食品類や過剰除去（食材の下処理の際に除去・廃棄される可食部）の割合は増加傾向にあります。また、事業活動に伴い排出される燃やすごみの約50%が生ごみであり、未開封食品類や食べ残し等、過剰除去が多くの割合を占めています。家庭系ごみ、事業系ごみともに、引き続きごみ組成調査によりデータ収集・分析を行います。

また、調査・分析結果を踏まえ、市民及び事業者には有意義な情報提供を行うとともに、特徴に応じた施策の企画立案につなげます。

(2) 家庭における食品ロスの削減

食品ロスは、発生要因ごとに「食べ残し」、「直接廃棄」、「過剰除去」の3つに分類されます。それぞれの発生抑制のため、家庭でできる食品ロス削減の取組について、引き続き各種広報媒体やパンフレット、SNS等による周知啓発を行います。

また、未開封食品のうち、まだ食べられるものは、フードドライブへの誘導を図ります。周知啓

発に当たっては、国・県等の取組に合わせて実施するなど、より効果的な方策を検討します。

(3) 飲食店等における食品ロスの削減

事業活動に伴い発生する食品ロスは、主に食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「製造工程の原材料端材」、「返品」、「販売期限切れ商品」、外食産業では「食べ残し」、「作りすぎ」等が挙げられます。

廃棄物発生抑制等啓発指導員及び廃棄物適正処理主任指導員による排出事業者への個別訪問時には食品ロス削減に関する周知啓発を引き続き行います。

本市は観光都市であるため、飲食店の割合が高いことから、飲食業組合や商工会議所等とも連携し、食品ロス削減協力店登録制度の普及啓発と各種取組への協力依頼（3010運動の推進、少量メニューの導入、ドギーバッグの利用促進等）、食品ロス削減協力店マップの充実を図ります。

施策3-2 未利用食品の活用

新たに策定された食品寄附ガイドライン（令和6年（2024年）12月、食品寄附等に関する官民協議会）において、食品の寄附者や寄附を受けるフードバンクをはじめとする各主体の遵守事項が整理されました。地方公共団体には、フードバンク等の活動の支援や、関連主体への食品寄附に係る普及啓発等が求められています。また、「フードドライブ実施の手引き」（環境省）において、フードドライブの実施は、食料の支援を必要とする人への支援を通じた貧困問題の解消、分け合う心（福祉）の醸成、地域の関係性作り、共助・公助の土台作りといった本来の目的・効果をもたらすだけでなく、地方自治体自らがフードドライブを実施することで、地域住民の食品ロスへの関心を高められるほか、地域住民個々人のフードドライブ活動への参加が、家庭系食品ロス削減に向けた取組を動機付けし、行動変容となる後押しにつながるとしています。

本市においても、福祉及び環境の両側面から未利用食品の活用に引き続き取り組みます。

(1) フードドライブの実施

食品ロスの削減及び生活困窮者への支援を強化するため、まだ食べられる食材を使いたい人へ引き渡すフードドライブを福祉部局と連携して引き続き実施します。フードドライブの実施に当たっては、利用促進を図るため、広報活動の実施、年間を通じた受入体制の継続、受入窓口の拡充、市他施策との連携を進めるとともに、製造、販売を行う事業者等に対してフードバンクの活用を促す情報提供を行います。

基本方針4 市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

施策4 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組



3R及びプラスチック資源循環戦略で提唱されたリニューアブルの取組を進めるためには、消費行動や経済活動に係る市民、事業者、行政の連携・協働が欠かせません。市は、市民、事業者、市民団体など、様々な主体との連携強化を進め、各主体が自立した取組を展開しつつも、複数の主

体が協働して取組を発展できるような体制の整備を行います。

(1) 市民・事業者との連携

本市では、市民・事業者と市とのパイプ役、ごみの発生抑制、減量及び資源化に関する地域社会のリーダーとしての役割を担い、地域に密着した活動により快適な生活環境の創造と循環型社会の構築を目指すことを目的に廃棄物減量化等推進員制度を設けています。当該制度に基づき、市内自治・町内会及び事業者団体から選出・任命し、本市のごみ処理施策の現状や今後の展開、排出時の注意事項等について、推進員を通じて、市民や事業者団体等に情報共有や協力依頼を行います。

また、地域における3R推進事業に対して奨励金を交付する制度を用い、環境に配慮した消費活動の啓発を行うとともに、事業者に対しては、訪問指導等による連携を行います。

(2) 環境教育

地球温暖化やプラスチックによる海洋汚染等による地球環境の悪化が深刻化しており、その対応が緊急かつ重要な課題となっています。次世代を担う子どもたちに、環境への負荷を軽減し、持続可能な社会を構築することの重要性とそのためのできる取組について、身近なごみ問題を通じて学び、考えてもらう環境教育には、重要な意義があります。環境に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結びつけるきっかけとなるよう、小・中学校への出前講座の実施や教材の充実、環境学習の受入れを実施します。

(3) 各主体との連携・協働

市が主体となっていく施策だけでなく、事業者、NPO・NGO等の民間団体が自主的、主体的に行う活動に対する支援、参加等を行い、各主体と協働して3R+Renewableを推進します。また、主体間の連携についても、市を通じて協働の輪を広げられるよう努めます。

(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ

市民のみでなく、市内への通勤・通学者や観光旅行者に対しても、給水スポットマップの公開によるマイボトルの利用促進や食品ロス削減協力店マップの公開による食品ロスの削減等、SNSやメディアを通じた情報発信を行うとともに、イベントへの出展や店舗・鎌倉駅地下通路等への掲示を通じてごみの減量、持ち帰りの啓発を行います。外国人旅行客にも分かりやすい多言語表記による啓発も行っています。

また、飲食物等を販売する事業者に対しては回収箱の設置や、滞在者に向けた啓発の要請を行います。

なお、発見された不法投棄に対しては、施策2-3(1)のとおり投棄者への警告を行うほか、警察等の関連機関とも連携を図り、適切に対処します。

第6節 ごみの発生量及び処理量の将来推計

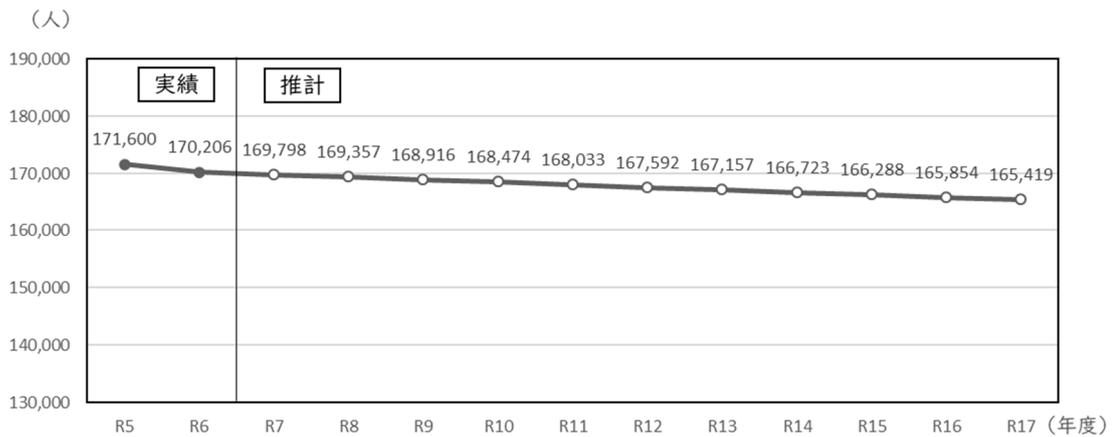
1 人口推計

将来人口推計については、次のとおりです。

表2-21 人口推計 (単位:人)

年度		実績又は 推計人口 ※10月1日時点
実 績	令和5年度(2023年度)	171,600
	令和6年度(2024年度)	170,206
推 計	令和7年度(2025年度)	169,798
	令和8年度(2026年度)	169,357
	令和9年度(2027年度)	168,916
	令和10年度(2028年度)	168,474
	令和11年度(2029年度)	168,033
	令和12年度(2030年度)	167,592
	令和13年度(2031年度)	167,157
	令和14年度(2032年度)	166,723
	令和15年度(2033年度)	166,288
	令和16年度(2034年度)	165,854
	令和17年度(2035年度)	165,419

資料「鎌倉市総合計画資料編(令和7年8月)」社人研準拠+開発バ^o外推計(1(2)エ)を線形補完



2 ごみの発生量及び処理量の推計

(1) ごみの発生量及び焼却量の推計

令和5年度(2023年度)の発生原単位の実績をベースに、人口推計に基づいて算出した将来のごみの発生量及び焼却量の推計は次のとおりです。

表2-22【減量・資源化策を推進しなかった場合】ごみの発生量及び焼却量の推計(単位:t)

項目	年度	基準年度実績*			*
		令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)
家庭系	資源物	18,166	17,880	17,693	17,512
	飲食用カン・ビン	1,784	1,755	1,738	1,719
	ペットボトル	590	581	575	569
	容器包装プラスチック	2,675	2,633	2,605	2,579
	植木剪定材	4,645	4,572	4,524	4,478
	新聞・雑誌・古本・ボール紙、 段ボール	5,655	5,566	5,508	5,451
	ミックスペーパー、紙パック	1,480	1,457	1,441	1,427
	布類	946	931	921	912
	使用済み食用油	45	44	44	43
	製品プラスチック	346	341	337	334
	ごみ	22,108	21,755	21,524	21,298
	☆ 燃やすごみ	18,606	18,313	18,122	17,936
	燃えないごみ	1,042	1,026	1,015	1,004
	危険・有害ごみ(蛍光管・乾電池)	48	47	47	46
粗大ごみ等	2,412	2,369	2,340	2,312	
家庭系資源物・ごみ合計	40,274	39,635	39,217	38,810	
事業系	資源物	11,796	11,796	11,796	11,796
	植木剪定材	5,483	5,483	5,483	5,483
	その他資源化可能な混合ごみ	6,313	6,313	6,313	6,313
	ごみ	1,824	1,824	1,824	1,824
	☆ 紙おむつ	1,453	1,453	1,453	1,453
	☆ 事業者直接搬入ごみ	120	120	120	120
	☆ 上記以外の資源化不適物	251	251	251	251
	事業系資源物・ごみ合計	13,620	13,620	13,620	13,620
総計	53,894	53,255	52,837	52,430	
(うち焼却量)(☆)※	20,430	20,137	19,946	19,760	

☆:焼却量

*:うるう日を含むため、年間日数366日で推計

※ 本表の数量は収集量に基づく実績値であり、中間処理残さ等の焼却量を含まないため、実際の焼却量とは異なります。

(2) ごみの減量・資源化の考え方

ごみの減量・資源化策の実施により、表2-22の焼却量の推計から減量が見込まれる量は表2-23、減量・資源化の考え方は表2-24のとおりです。

表2-23 【減量・資源化策を実施後】ごみの焼却量の減量推計量(単位:t)

家庭系	項目	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	*令和17年度 (2035年度)
	紙おむつの資源化	0	1,060	1,049
燃やすごみの戸別収集	1,697	1,680	1,663	
生ごみの資源化	0	5,340	5,285	
合計	1,697	8,080	7,997	

事業系	項目	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	*令和17年度 (2035年度)
	紙おむつの資源化	0	1,453	1,453
紙おむつ以外の混合ごみの資源化	120	120	120	
合計	120	1,573	1,573	

合計		1,817	9,653	9,570
----	--	-------	-------	-------

*:うるう日を含むため、年間日数366日で推計 ※単年度ごとの推計量です。

表2-24 【減量・資源化策を実施後】ごみの減量・資源化の考え方

	資源化開始時期	手法	資源化又は減量化量	
家庭系 燃やすごみ	紙おむつの資源化	令和12年度 (2030年度)	民間事業者への委託処理 又は施設整備	燃やすごみの推計量から組成率7.31%(令和5年度 (2023年度)組成調査実績)、協力率80%で算出
	燃やすごみの戸別収集による減量	令和8年度 (2026年度)	家庭系燃やすごみの戸別 収集を実施	燃やすごみの推計量から、紙おむつの推計量(組成率 7.31%(令和5年度(2023年度)組成調査実績)で 算出)を除外した合計量のうち、不法投棄の抑止及び 分別徹底促進により約10%が減量されるとして算出
	生ごみの資源化	令和12年度 (2030年度)	資源化施設を整備又は民 間事業者への委託処理 (資源化手法は地域住民 と協議の上で決定)	燃やすごみ推計量から燃やすごみの戸別収集による 減量の推計量を除外し、組成率40.6%(令和5年度 (2023年度)組成調査実績)、協力率80%で算出
事業系 燃やすごみ	資源化開始時期	手法	資源化又は減量化量	
	紙おむつの資源化	令和12年度 (2030年度)	民間事業者への委託処理 又は事業所への資源化機 器導入(設置費用を補 助)	令和5年度(2023年度)の焼却実績から推計された 紙おむつ量と同量として推計
	紙おむつ以外の混合ごみの資源化	事業者直接搬入 分について、 令和7年度 (2025年度)	排出量削減策(*)を推 進しつつ、排出される混合 ごみを民間事業者で資源 化。令和4年(2022年)6 月からの実施分に加え、 令和6年度(2024年度) までは焼却していた事業 者直接搬入分を新たに資 源化	令和5年度(2023年度)の資源化量をベースとし、令 和7年度(2025年度)からの事業者直接搬入分は、 令和5年度(2023年度)実績の120tで推計

※事業系ごみ総排出量削減のための主な取組	
生ごみの資源化促進	県内及び近隣の登録再生利用事業者の受入体制を確認し、排出事業者及び許可業者に対して情報提供を行い、搬入ルートの確保等を要請
紙類の分別徹底	事業者から排出される燃やすごみの中に混入している紙類等のさらなる分別徹底を図るため、事業者への訪問指導等を実施

(3) ごみの処理量・収集運搬量・焼却量の推計

同章第6節2(2)の減量・資源化策実施後の処理量、焼却量及び収集運搬量の推計は次のとおりです。

表2-25 【減量・資源化策を実施後】ごみの処理量、焼却量及び収集運搬量の推計(単位:t)

項目	年度	基準年度実績*	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	* 令和17年度 (2035年度)
		令和5年度 (2023年度)			
資源物		18,166	17,880	24,093	23,846
紙おむつ		—	—	1,060	1,049
飲食用カン・ビン		1,784	1,755	1,738	1,719
ペットボトル		590	581	575	569
容器包装プラスチック		2,675	2,633	2,605	2,579
植木剪定材		4,645	4,572	4,524	4,478
新聞、雑誌・古本・ボール紙、 段ボール		5,655	5,566	5,508	5,451
ミックスペーパー、紙パック		1,480	1,457	1,441	1,427
布類		946	931	921	912
使用済み食用油		45	44	44	43
製品プラスチック		346	341	337	334
生ごみ		—	—	5,340	5,285
ごみ		22,108	20,058	13,444	13,301
☆ 燃やすごみ		18,606	16,616	10,042	9,939
燃えないごみ		1,042	1,026	1,015	1,004
危険・有害ごみ(蛍光管・乾電池)		48	47	47	46
粗大ごみ・直接搬入ごみ(※1)		2,412	2,369	2,340	2,312
家庭系資源物・ごみ合計		40,274	37,938	37,537	37,147
項目	年度	基準年度実績*	令和8年度	令和12年度	* 令和17年度
		令和5年度	(2026年度)	(2030年度)	(2035年度)
		(2023年度)			
資源物		11,796	11,916	13,369	13,369
★ 植木剪定材		5,483	5,483	5,483	5,483
紙おむつ		—	—	1,453	1,453
その他資源化可能な混合ごみ		6,313	6,433	6,433	6,433
★ (うち事業者直接搬入ごみ)		(0)	(120)	(120)	(120)
ごみ		1,824	1,704	251	251
☆ 紙おむつ		1,453	1,453	—	—
★☆ 事業者直接搬入ごみ		120	—	—	—
★☆ 上記以外の資源化不適物		251	251	251	251
事業系資源物・ごみ合計(※2)		13,620	13,620	13,620	13,620
総計		53,894	51,558	51,157	50,767
(うち収集運搬量)(★以外)		48,040	45,704	45,303	44,913
(うち焼却量)(☆)※3		20,430	18,320	10,293	10,190

*:うるう日を含むため、年間日数366日で推計

★:直接搬入量、★以外:計画収集量、☆:焼却量

※1 家庭系の粗大ごみ等について、令和6年(2024年)10月から直接搬入(粗大ごみ及び臨時ごみ)を原則として廃止したため、本計画期間内は一部の例外を除き計画収集量となります。令和5年度(2023年度)の実績には、直接搬入量を含みます。

※2 事業系ごみの分別徹底策による減量効果の推計は困難なため、推計量には含めていませんが、表2-24に記載のとおり施策を実施します。

※3 本表の数量は収集量に基づく実績値であり、中間処理残さ等の焼却量を含まないため、実際の焼却量とは異なります。

3 ごみ焼却に伴う環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計 温室効果ガス排出量の推計は、次のとおりです。

表2-26 温室効果ガス排出量の推計

項目	年度	基準年度実績*	令和8年度	令和12年度	*
		令和5年度 (2023年度)	(2026年度)	(2030年度)	令和17年度 (2035年度)
焼却量(t)		22,484	18,320	10,293	10,190
CO ₂ 排出量(t-CO ₂)		8,274	6,741	3,788	3,750

*:うるう日を含むため、年間日数366日で推計

※基準年度の焼却量実績は表2-25と異なり直接搬入量を含む実際の焼却量を用いた算出、他の年度の推計は表2-25で推計した焼却量に基づく算出です。

※推計方法は資料4に記載のとおりです。

第7節 ごみの発生抑制、再使用、再生利用、焼却量、環境負荷の目標

1 3R指標(数値目標)

循環型社会の構築を目指し3Rの推進に積極的に取り組む中、その成果や進捗状況を確認し、さらに効率的、効果的な事業の推進を図るために、次のとおり3Rの指標を定めています。

令和17年度(2035年度)末までの目標値は、次のとおりです。

表2-27 3R指標

3R指標 (目指す方向)	基準年値 令和5年度 (2023年度)	令和17年度 (2035年度)目標値 令和5年度比 (2023年度比)
ごみと資源物の排出量 (-)	53,894t	50,767t (約5.8%削減)
資源化率 (+)	58.5%	73.3% ※1
焼却量 ※2 (-)	22,484t	10,190t (約54.7%削減)
うち家庭系	20,686t	9,939t
うち事業系	1,798t	251t

※1 資源化率の実績を算出する際には、資源物の収集量のほかに中間処理後の残さ資源化量等も詳細に算出して含めますが、推計に当たっては、表2-25の処理量総計に対する資源物量の割合のみを算出しています。

※2 目標値は表2-25の焼却推計量ですが、実績値は中間処理に伴う残さ等を含む県報告値であり、表2-22、表2-25の記載と異なります。

2 ごみ焼却に伴う環境負荷の指標(数値目標)

地球温暖化防止の観点から温室効果ガスの排出量を削減するため、焼却処理による温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)を環境負荷の指標として定めています。

令和17年度(2035年度)の目標値は、次のとおりです。

表2-28 環境負荷の指標

環境負荷の指標 (目指す方向)	基準年値 令和5年度 (2023年度)	令和17年度 (2035年度)目標値 令和5年度比 (2023年度比)
温室効果ガス排出量 (-)(二酸化炭素換算)	8,274t-CO ₂	3,750t-CO ₂ (約54.7%削減)

実績値及び目標値の推計計算式:

$$\text{CO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{①焼却処理量 (t)} \times (1 - \text{②水分率}) \times \text{③プラスチック類比率} \times 2.76$$

(廃プラスチックの焼却に伴う排出)

$$+ \text{①焼却処理量 (t)} \times \text{全国平均合成繊維比率 (0.017)} \times 2.31$$

(合成繊維の焼却に伴う排出)

*計算式:温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver.6.0) (令和7年(2025年)3月 環境省)

3 その他の指標(モニター指標)

第5節の各施策について、施策の実施により目指すべき方向性と、成果や進捗状況を確認するための評価指標(モニター指標)は表2-29のとおりです。

なお、指標に基づく評価の実施については、第10節に定めます。

表2-29 モニター指標

基本方針	施策	主な取組	具体的な事業	目指すべき方向性及び評価指標(モニター指標)
基本方針1-1 ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充(家庭系ごみ)	施策1-1-1 2Rの推進	(1) 家庭系生ごみの減量	・生ごみ処理機購入費助成制度 ・水切りの啓発	【目指すべき方向性】 家庭系生ごみ及び使い捨てプラスチックの減量、リユースの普及の促進
		(2) 使い捨てプラスチックの削減	・ウォーターサーバー等の設置・管理 ・給水スポットマップの作成 ・マイボトル・マイバッグの推進 ・プラスチック資源循環促進法に基づく民間事業者との協力 ・しげんポストの設置	【評価指標】 ①家庭系燃やすごみの収集量 ②生ごみ処理機購入費助成台数 ③水切り啓発の実績 ④水切り実施状況の市民アンケート(※計画改定時に実施) ⑤プラスチックごみの排出量(ペットボトル、容器包装プラスチック、製品プラスチック) ⑥ウォーターサーバー設置によるペットボトル削減量(推計) ⑦リユース事業に関する実施実績
		(3) リユースの普及・拡大	・不用品登録制度 ・リユース食器の助成制度 ・その他リユース事業に関する民間事業者との連携方策の検討	
	施策1-1-2 分別の徹底	(1) 分別意識の醸成	・多様なツールでの情報発信 ・LINE「鎌倉ごみ調べ」の普及・活用	【目指すべき方向性】 市民による分別の徹底
		(2) ごみ組成の調査	・家庭系燃やすごみ組成調査の実施、公表、分析	【評価指標】 ①組成調査における資源物混入割合 ②内容物調査・不適正排出指導の実績 ③3R推進事業奨励金の交付件数 ④LINE「鎌倉ごみ調べ」の登録者数
		(3) 不適正排出の調査・指導	・内容物調査の実施 ・不適正排出の訪問指導	
	施策1-1-3 資源化の検討	(1) 生ごみの資源化	・生ごみ資源化手法及び施設整備の検討 ・周辺住民等との協議	【目指すべき方向性】 家庭系生ごみ及び紙おむつの資源化実施
		(2) 紙おむつの資源化	・資源化手法の検討	【評価指標】 資源化の検討・実施実績
	基本方針1-2 ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充(事業系ごみ)	施策1-2-1 2Rの推進	(1) 事業系生ごみの減量	・事業系生ごみ処理機購入費助成制度
(2) 拡大生産者責任に基づくごみの削減			・事業者への要請	【評価指標】 ①事業系ごみの排出量 ②事業系生ごみ処理機補助金交付台数 ③事業者への個別訪問実績
施策1-2-2 適正排出の徹底		(1) 分別意識の醸成	・啓発訪問 ・組合等での説明会 ・多様なツールでの情報発信	【目指すべき方向性】 事業者による適正排出の徹底
		(2) 排出状況の調査	・事業系一般廃棄物組成調査の実施、周知、分析 ・不適正排出の調査・指導 ・展開検査手法の検討・実施	【評価指標】 ①事業者への個別訪問実績【再掲】 ②組成調査における産業廃棄物等の混入割合 ③少量排出事業所登録数
		(3) 小規模事業所が適正に排出できる体制の構築	・少量排出事業所収集制度	
施策1-2-3 資源化の検討		(1) 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への誘導	・食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者による資源化への誘導	【目指すべき方向性】 食品リサイクル法に基づく資源化への誘導拡充及び紙おむつの資源化実施、その他事業系ごみの最適な資源化実施
		(2) 紙おむつの資源化	・設備導入の助成(R7予算事業) ・資源化手法の検討	【評価指標】 ①食品リサイクルの実施件数 ②紙おむつ資源化の検討実績 ③紙おむつ処理設備導入助成件数 ④混合ごみの資源化実績
		(3) 事業系ごみの最適な資源化	・資源化処理の実施	

基本方針	施策	主な取組	具体的な事業	目指すべき方向性及び評価指標(モニター指標)
基本方針2 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進	施策2-1 安定的な処理体制の整備・維持	(1) 広域連携によるごみ処理体制の維持・構築	・2市1町広域処理体制の維持 ・令和17年度以降の広域処理体制の検討 ・バックアップ体制の構築及び処理の実施	【目指すべき方向性】 ごみ収集・処理体制の構築・維持、災害時の協力支援体制の構築・維持、ごみ処理施設の適正な整備 【評価指標】 ①家庭系燃やすごみの収集量【再掲】 ②逗子市焼却量(鎌倉市分) ③名越中継施設整備状況 ④その他検討・活動実績
		(2) 家庭系ごみ戸別収集の実施	・家庭系ごみ戸別収集の実施 ・収集データの分析・活用	
		(3) 声かけふれあい収集の継続	・声かけふれあい収集	
		(4) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の定着	・家庭系ごみの有料化の定着 ・事業系ごみ処理手数料の見直しに係る検討	
		(5) 災害時の協力支援体制	・協定先との定期的な協議 ・災害廃棄物処理計画の改定に係る市民、関係機関への周知	
		(6) ごみ処理施設等のあり方の検討	・名越中継施設整備 ・今泉グリーンセンター中継機能継続利用 ・生ごみ資源化施設整備 ・苗田リサイクルセンター延命化工事 ・不燃ごみ積替え用地及び植木剪定材受入事業場の移転検討	
基本方針3 食品ロスの削減(食品ロス削減推進計画)	施策2-2 環境・コスト・排出負担の低減	(1) 環境負荷の低減(地球温暖化対策)	・焼却量の削減に係る取組	【目指すべき方向性】 ごみに関連する環境負荷、市民の分別排出負担及び処理経費の低減 【評価指標】 (3R指標:焼却量) (ごみ焼却に伴う環境負荷の指標:温室効果ガス(CO ₂ 換算)排出量) ①ごみの収集・処理委託経費 ②1人当たりごみ処理経費(神奈川県統計)
		(2) 市民負担・処理コストの軽減	・市民負担軽減策の検討、実施 ・処理経費削減策の検討、実施	
	施策2-3 不法投棄等の対策	(1) 不法投棄対策	・パトロールの実施 ・防止看板の提供	【目指すべき方向性】 不法投棄、持ち去りの減少及び発生時の適切な対応 【評価指標】 ①不法投棄パトロール実施件数 ②持ち去り対策実施実績
		(2) 持ち去り対策	・指導員による指導等の実施 ・防止看板の提供	
施策2-4 事業所としての市の取組	(1) 市施設における3R	・紙類等の分別・資源化の実施 ・職員のマイバッグ・マイボトル普及、紙削減 ・有料袋作成時のバイオマスプラスチック配合の継続	【目指すべき方向性】 市施設における3Rの実践及び環境に配慮した物品の調達 【評価指標】 数値指標なし ※積極的な調達・使用を図る	
	(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進	・再生品やグリーン購入対象品の購入		
基本方針4 市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化	施策3-1 食品ロスの削減	(1) 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究	・家庭系燃やすごみ組成調査【再掲】 ・事業系一般廃棄物組成調査【再掲】	【目指すべき方向性】 食品ロスの削減 【評価指標】 ①食品ロスの排出量(推計) ②未開封食品の排出量(推計) ③食品ロス削減協力店の登録数 ④食品ロス削減の啓発実績
		(2) 家庭における食品ロスの削減	・多様なツールでの情報発信	
基本方針4 市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化	施策3-2 未利用食品の活用	(3) 飲食店等における食品ロスの削減	・鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度 ・廃棄物発生抑制等啓発指導員による啓発訪問 ・廃棄物適正処理主任指導員による事業者組合周知 ・多言語表記による情報発信	
		(1) フードドライブの実施	・フードドライブの実施	【目指すべき方向性】 未利用食品の活用拡充 【評価指標】 ①フードドライブにおける食品の受領実績 ②広報実施件数
基本方針4 市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化	施策4 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組	(1) 市民・事業者との連携	・自治・町内会等の3R推進事業 ・廃棄物減量化等推進員の任命・会合実施	【目指すべき方向性】 市民、事業者、行政の協働の拡充 【評価指標】 ①3R推進事業奨励金の交付件数【再掲】 ②廃棄物減量化等推進員任命数 ③環境教育実施件数 ④滞在者への協力要請実績
		(2) 環境教育	・学校等における環境教育 ・教材等の提供 ・地域の環境学習への対応	
		(3) 各主体との連携・協働	・関係団体との協働 ・リニューアブルの取組の促進	
		(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ	・多様なツール、多言語表記での協力要請(観光案内への掲載等)	

第8節 これからのごみ処理体制

1 分別区分及び収集方法

本市では、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するため、ゼロ・ウェイストかまぐらの実現を目指し、市民・事業者の協力を得て、ごみの減量・資源化を進めています。引き続き、市民・事業者との協働によるごみの減量を推進するとともに、焼却量の削減及び資源循環に寄与する分別収集及びリサイクルに取り組むことが重要です。

本計画に基づくさらなるごみの減量・資源化の推進においては、新たな資源化の実施が必要である一方、市民による分別の協力、戸別収集を想定した収集体制の再構築、収集処理経費の増大等の課題があります。

また、現状の分別収集及び資源化処理体制においても、高齢化の進行や多様なライフスタイル、ごみ処理施設の再編等への対応を図るとともに、市民負担や収集処理経費の軽減の観点からも、分別区分及び収集方法の見直しが必要となるため、課題を整理し、総合的に検討を進めます。

2 収集・運搬計画

(1) 家庭系ごみ

ごみの収集・運搬は、市民生活に直結するものであり、市民の快適で衛生的な生活を確保し、適正なごみ処理を行うために必要不可欠です。本市では、令和7年(2025年)1月に本市唯一の焼却施設であった名越クリーンセンターでの焼却を停止し、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、燃やすごみの処理については、逗子市焼却施設を中心とした広域処理に移行しました。令和10年度(2028年度)以降は、名越クリーンセンターの解体・撤去後に整備するごみ中継施設を中心に、安定的かつ効率的に燃やすごみを処理施設まで運搬します。当該施設整備期間中は、今泉クリーンセンターの中継機能を継続して利用します。

また、市民のごみ出しに関する労力を軽減し、持続可能な収集体制を構築するため、令和8年(2026年)4月から全市域で燃やすごみの戸別収集を実施します。戸別収集の実施は、排出者責任の明確化による分別の促進や不法投棄の削減、高齢者の見守りや道路損傷状況の確認等の副次的な効果が期待できます。

声かけふれあい収集を継続して実施し、ごみや資源物を排出場所まで運び出すことが困難な高齢者及び障がい者の世帯を対象に、戸別に声かけによる安否確認を行いながら、収集を行います。

収集及び運搬は、ごみ・資源物ともに委託による収集を中心として行いますが、効率的な収集・運搬体制の見直しを検討し、委託経費の削減、市民負担の軽減に努めます。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理することを基本とし、その収集運搬は一般廃棄物収集運搬業許可業者によるものとしています。

ごみの排出量が少なく、一般廃棄物収集運搬業許可業者との契約が難しい事業所での適

正排出を促すため、燃やすごみに限り特例的に市が収集運搬処理を行う「少量排出事業所収集制度」について対象となる事業所等への普及に努め、制度活用の推進を図ります。

事業系生ごみの資源化については、各事業者による登録再生利用事業者等への搬出を誘導しています。引き続き、各事業者に対し登録再生利用事業者等の受入体制について情報提供していきます。また、誘導に当たって課題となっている、一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集・運搬ルートの確保に向けた協力要請、登録再生利用事業者への運搬に当たり一般廃棄物収集運搬業許可が不要となる特例措置の対象拡大を要望していきます。

3 中間処理計画

(1) 中間処理及び処分方法

分別区分ごとの中間処理及び処分は、図2-12のとおり行います。なお、名越中継施設は令和10年（2028年）10月に稼働開始予定です。また、同章第5節3のスケジュールのとおり、植木剪定材受入事業場及び坂ノ下積替所の移転、生ごみ及び紙おむつの資源化開始について、令和12年度（2030年度）を目指して検討を進める予定であり、状況に応じてフロー及び処理を見直して実施することとします。

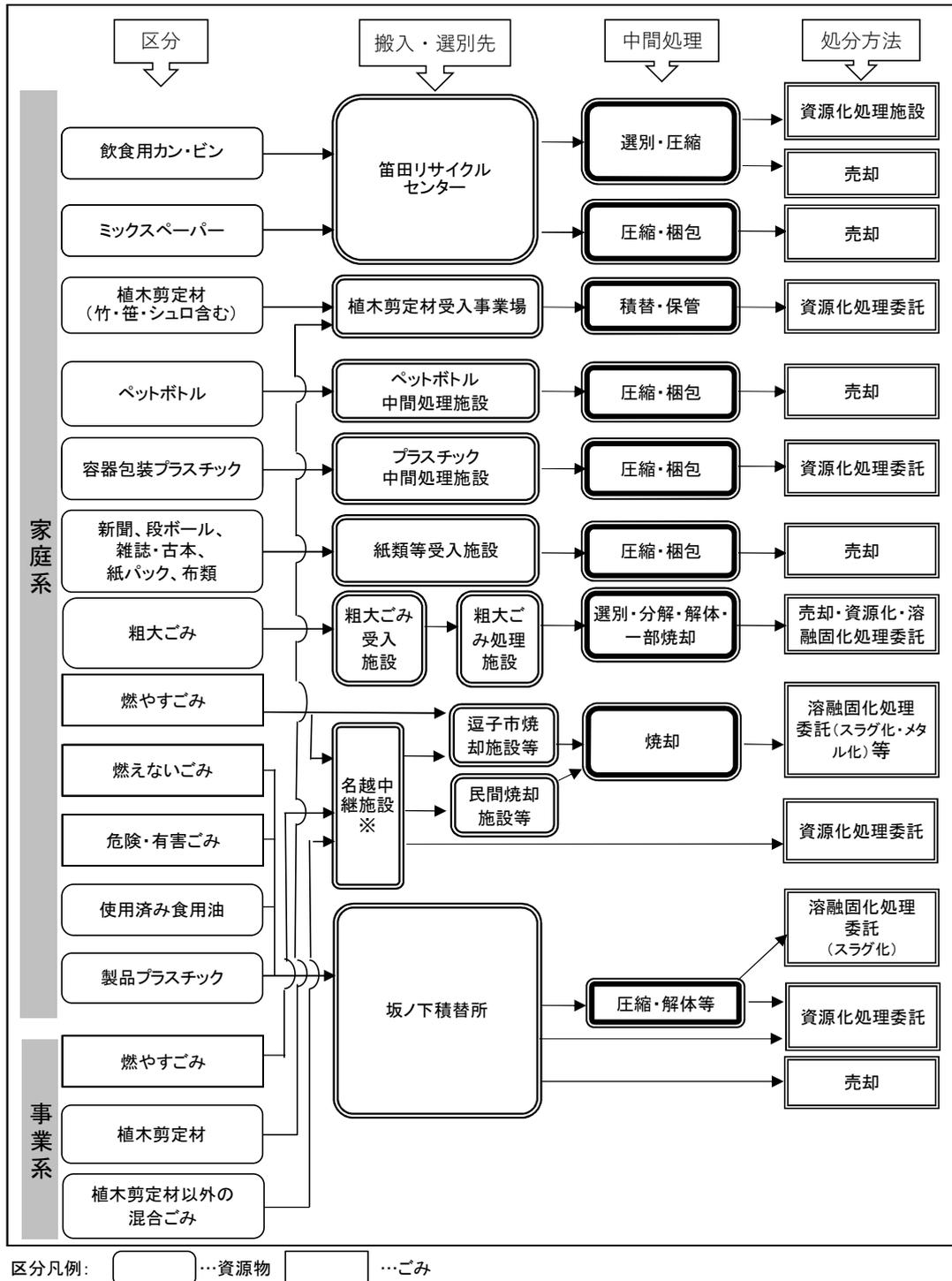


図2-12 分別区分ごとの中間処理及び処分の方法

※名越中継施設が稼働するまでは今泉クリーンセンターで受け入れます。

(2) 家庭系燃やすごみの広域処理

本市では、過去には70,000tを超えるごみを焼却処理していましたが、平成2年度(1990年度)の「ごみダイエット運動」の展開、平成8年度(1996年度)の「ごみ半減計画」の策定等を経て、平成25年度(2013年度)には平成2年度(1990年度)からほぼ半減の約36,000tになりました。

平成27年(2015年)3月には今泉クリーンセンターにおける焼却を停止し、その後は、名越クリーンセンターにおいて市内で排出された燃やすごみを焼却処理していました。引き続き、市民・事業者の協力を得ながら、ごみの減量・資源化を図り、令和元年度(2019年度)には目標であった焼却量30,000tを切り、着実にごみの減量が進んでいます。

令和7年(2025年)1月には名越クリーンセンター(焼却施設)の焼却を停止し、4月からは「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、逗子市及び葉山町のごみ処理広域化に移行し、市内で排出される燃やすごみの一部を逗子市焼却施設で焼却処理しています。

逗子市焼却施設は、令和16年(2034年)末までを目途に利用することとしており、その後は、さらなる広域化を目指し、県及び県内他自治体との協議を進めていきます。なお、さらなる広域化に当たっては「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(令和6年(2024年)3月29日、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長)に基づき、令和9年度(2027年度)末を目途に神奈川県が策定予定の長期広域化・集約化計画において一定の方向性を示すことができるよう、2市1町において検討を進めるとともに、他自治体との協議、県への要望を行います。

4 焼却残さの処分計画

燃やすごみの広域処理への移行に伴い、市内で排出される燃やすごみは、逗子市焼却施設及び民間処理施設等にて焼却処理を行います。焼却処理に伴い発生する焼却残さは、基本理念に基づき、処理委託先との協議を踏まえ、可能な限り、熔融固化処理をはじめとする資源化処理を行います。

5 在宅医療廃棄物の処理方法

在宅医療廃棄物の処理方法は、次のとおりです。「在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン(平成20年(2008年)2月、日本医師会)」、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き(平成20年(2008年)3月、環境省)」を参考に整理しました。

(1) 市が収集する在宅医療廃棄物(非鋭利なもの)

表2-30 市が収集する在宅医療廃棄物

区分	廃棄物の種類	排出方法
バッグ類	蓄尿バッグ	<p>「燃やすごみ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中身等はトイレに捨てるなど空にする。 ・ごみ袋に入れる前に、新聞紙やポリ袋で梱包する。 ・がついているものも衛生的に処理をするため、「燃やすごみ」として排出する。
	ストーマ装具	
	点滴バッグ	
	CAPD用廃液バッグ	
	輸液バッグ	
ライン類	点滴ライン	
	CAPD用チューブ	
	CAPD用輸液ライン	
カテーテル類	ぼうこう留置カテーテル	
	自己導入カテーテル	
	口腔・気管内吸引チューブ	
布・紙類 (血液等付着含)	ガーゼ・脱脂綿類	
	使い捨て手袋	
	紙おむつ	
カン・ビン類	飲み薬用のビン	「飲食用ビン」
	飲み薬以外のビン	「燃えないごみ」
	経管栄養剤のカン	

(2) 医療機関等に返却する在宅医療廃棄物(鋭利なもの、鋭利だが安全な仕組みを持つもの)

表2-31 医療機関等に返却する在宅医療廃棄物

区分	廃棄物の種類	排出方法
注射針	医師等が処置をした注射針	<p>「医療機関に返却」 「医師が持ち帰る」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に返却するときは、針はカン・ビン等堅固な容器に入れて返却する。
	点滴セットの針	
	翼状針	
	インスリン用注射針	
	ペン型注射針	
	穿刺針(血糖値測定用)	
	連結管の針	
	ペン型自己注射カートリッジ	
	医師が処置した注射器	

6 災害廃棄物処理

大規模な震災や水害等が発生した場合には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、道路の通行不能等によって、平時と同じ処理体制での対応は困難であると想定されます。

そこで「鎌倉市地域防災計画(令和6年(2024年)3月改正)」、「災害廃棄物対策指針(平成30年(2018年)3月、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室)」及び「神奈川県災害廃棄物処理計画(令和6年(2024年)3月改定)」を踏まえ、「鎌倉市災害廃棄物処理計画」を改訂します。改訂後の計画に基づき災害廃棄物の処理を適正に行うとともに、災害支援協定を締結した民間事業者との情報交換や、災害廃棄物の処理が可能な民間事業者との連携等により、発災時に迅速かつ円滑な対応が図れるよう平時から準備を行います。

第9節 ごみ処理施設の整備

1 基本的な考え方

本市では、令和7年(2025年)1月に本市唯一の焼却施設であった名越クリーンセンターの焼却を停止し、令和7年度(2025年度)から「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、逗子市との事務委託により、燃やすごみの広域処理に移行しました。

市内の一般廃棄物処理関連施設は、燃やすごみの広域処理に伴い、名越クリーンセンター跡地において、収集した燃やすごみを大型車両に積み替え、効率的に処理施設に運搬するために整備予定のごみ中継施設(名越中継施設)、名越中継施設整備期間中、市内で排出される燃やすごみの中継施設である今泉クリーンセンター、資源物中間処理施設である笛田リサイクルセンター、植木剪定材の積み替えを行う植木剪定材受入事業場、不燃ごみの積み替えを行う坂ノ下積替所があり、それぞれの施設を市内各地域に分散して配置しています。

既存施設は、現在のごみ・資源物の処理に不可欠な施設であるため、当面は同敷地において継続します。ただし、既存施設が有する諸課題の解決や、新たな資源化の実施に当たっては、既存施設の敷地の利活用を優先的に検討するとともに、新たな用地の確保につながる情報収集に努めます。

また、ごみ・資源物の分別区分や処理方法、収集方法によって、効率的かつ効果的な一般廃棄物処理関連施設のあり方も変わることから、施設整備及び施設改修に当たっては、分別区分や処理方法、収集方法等も合わせて総合的に検討を行います。

2 一般廃棄物処理関連施設の整備方針

(1) 名越中継施設

広域処理への移行に伴い、収集したごみを大型車両に積み替えて処理施設へ効率的に運搬するごみ中継施設は、本市のごみ処理体制の中核を担う施設となります。

生活環境整備審議会での審議及び答申を得て策定した「名越中継施設整備基本計画」(令和5年(2023年)8月策定)を基本とし、令和6年(2024年)12月に契約を締結した施工事業者と密に連携を図るとともに、関係機関との協議を重ね、令和10年度(2028年度)中の稼働開始を目指し、遅滞なく着実に整備を進めます。

また、施設整備及び運営に当たっては、周辺環境の負荷軽減に配慮するとともに、施設周辺住民の理解を得られるよう丁寧な説明に努めます。

(2) 今泉クリーンセンター

名越中継施設整備期間中は、市内で排出された家庭系及び事業系の燃やすごみを受け入れ、大型車両に積み替えて処理施設まで効率的に運搬するごみ中継施設として継続利用します。

継続利用に当たっては、燃やすごみの搬入出による運搬車両の増加等が懸念されることから、周辺環境の負荷軽減に配慮するとともに、施設周辺住民の理解を得られるよう丁寧な説明に努めます。

また、名越中継施設稼働後の当該施設用地の利活用については、引き続き検討を進めるとともに、施設周辺の町内会と組織する協議会において協議・調整を行います。

(3) 笛田リサイクルセンター

笛田リサイクルセンターは、飲食用カン・ビン及びミックスペーパーの中間処理施設として、引き続き適正な維持管理と施設運営を行います。

一方で、当センターは竣工から約30年が経過しており、継続して利用するためには、施設及び設備の更新が必要となります。施設の更新に当たっては、分別区分や処理方法、収集方法等の検討を踏まえ、適切な施設改修又は整備方法を検討します。なお、処理の安定性及び処理経費の抑制の観点から、民間処理施設の活用についても併せて検討します。

(4) 植木剪定材受入事業場

植木剪定材受入事業場は、市民及び事業者が排出した植木剪定材を受け入れ、民間資源化処理施設に運搬するための積替施設として利用しています。市内に資源化処理施設が見当たらないことに鑑みれば、現時点で選択できる有効な処理手法の一つであるため、周辺環境に配慮しながら、継続して利用していきます。

一方で、当事業場用地は、農業振興地域内の民有地を借用していることから、安定的な運用を図るため、同章第5節3の施策の実施スケジュールに沿った移転ができるよう準備を進めます。

(5) 坂ノ下積替所

坂ノ下積替所では、燃えないごみ、危険・有害ごみ等を有価物と不燃残さに選別し、民間処理施設に運搬するための積替施設として利用しています。

当積替所用地は、海岸線に面した崖下に立地しており、地震や津波、近年頻発している風水害の影響を受けやすいことから、安全性の確保及び安定的な運用を図るため、同章第5節3の施策の実施スケジュールに沿った移転ができるよう準備を進めます。

(6) 新たな資源化処理に係る施設整備等

施策1-1-3及び1-2-3に記載のとおり、現時点では焼却処理を行っているものの、資源化の可能性のある使用済み紙おむつや、市内で排出される燃やすごみの多くの割合を占める生ごみについて、「ゼロ・ウェイストかまくら」の基本理念に基づき、資源化の実施に向けて検討を進めることとしています。

生ごみの資源化に当たっては、施設候補地周辺の住民からの意見等を踏まえ、堆肥化に限らず広く資源化手法を調査し、環境面・財政面・安定性等の観点から、実現に向けて多面的に検討を行います。また、民間処理施設の活用についても併せて検討します。

使用済み紙おむつ資源化に当たっては、全国的にも先行事例が少ないことから、国及び県の動向、民間事業者における先導事例の研究や施設整備の状況、過年度に実施した実証実験の結果等を踏まえ、資源化に関する課題を整理し、資源化手法、処理手法（施設整備・民間処理施設の活用等）、収集体制等を環境面・財政面・安定性等の観点から検討し、実現を目指します。

第10節 推進体制(計画の進行管理)

本計画の計画期間においては、廃棄物処理法に基づき、年度ごとのごみ処理量等の数値を定めたごみ処理実施計画を作成し、計画的で着実な事業の推進を図ります。

また、本計画を着実に推進していくため、各施策は第5節3のスケジュールのとおり実施することとし、実施状況について、第7節の指標を用いて毎年度進捗及び成果の評価を行うこととします。当該評価内容を鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会に報告し、目標達成に向けて必要な取組の見直しなどの助言を受けます。

なお、本計画は、計画期間を令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間としていますが、ごみ処理状況や社会状況の変化等に適切に対応するため、市民や審議会の意見を聴きながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

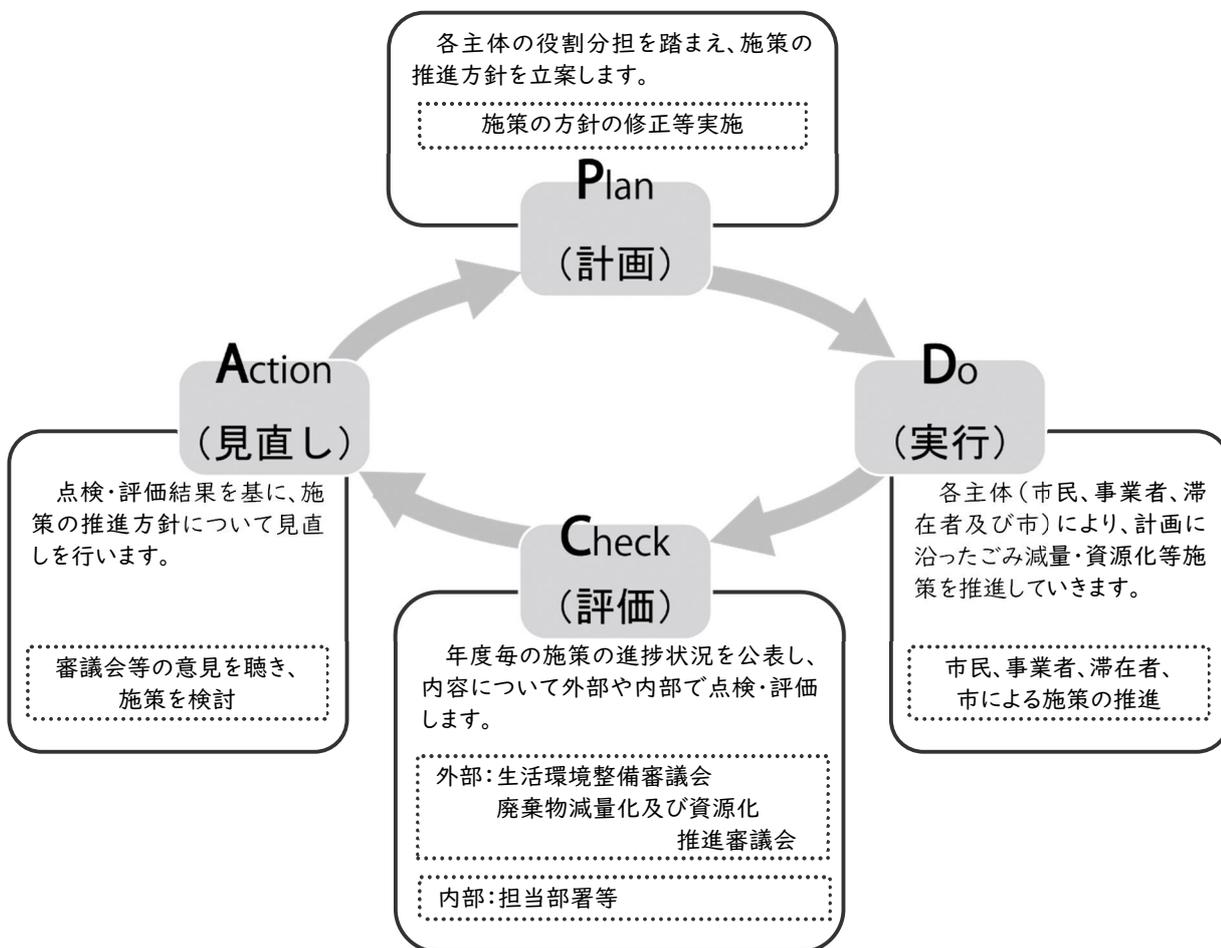


図2-13 計画の進行管理(PDCAサイクル)